

令和3年第7回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

令和3年12月9日(木)

午前9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第77号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第78号 令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算
について
- 第 3 議案第79号 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につい
て
- 第 4 議案第80号 永平寺町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の
整備に関する条例の制定について
- 第 5 議案第81号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 6 議案第82号 永平寺町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 第 7 議案第84号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制
定について
- 第 8 議案第85号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 9 議案第86号 指定管理者の指定について
- 第10 議案第87号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君

- 5番 滝波 登喜男 君
 6番 齋藤 則男 君
 7番 江守 勲 君
 8番 伊藤 博夫 君
 9番 長岡 千恵子 君
 10番 川崎 直文 君
 11番 酒井 和美 君
 12番 酒井 秀和 君
 13番 朝井 征一郎 君
 14番 奥野 正司 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合 永充 君
副町	長	山口 真 君
教 育	長	室 秀典 君
消 防	長	坪田 満 君
総務課	長	平林 竜一 君
防災安全課	長	吉田 仁 君
財 政 課	長	森近 秀之 君
総合政策課	長	原 武史 君
会 計 課	長	酒井 宏明 君
税 務 課	長	石田 常久 君
住民生活課	長	吉川 貞夫 君
福祉保健課	長	木村 勇樹 君
子育て支援課	長	島田 通正 君
農 林 課	長	黒川 浩徳 君
商工観光課	長	江守 直美 君
建 設 課	長	家根 孝二 君
上下水道課	長	朝日 清智 君
上志比支所	長	歸山 英孝 君

学 校 教 育 課 長 多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長 清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 坂 下 和 夫 君
書 記 山 田 幸 稔 君

～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに11日目の議事が開会できますことを心から厚く御礼申し上げます。

また、傍聴者を含め、議場に入場する方には、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防の対応にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます

議事日程は会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしく御協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第77号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 日程第1、議案第77号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

理事者から令和3年度12月補正予算説明書を頂いております。また、去る11月22日に詳細説明を受けておりますので、これらに基づいて十分なるご審議をいただきますようお願いいたします。

それでは、令和3年度12月補正予算説明書に基づいて、課ごとに審議を行います。

それでは、総務課関係、4ページから6ページを行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） おはようございます。

それでは、総務課関係についてご説明いたします。

予算説明書の4ページをお願いいたします。

左側、一般管理事務諸経費、補正額25万9,000円につきましては、電子

入札システムの共同利用に伴いますインターネット環境のサポートが終了することに伴いまして、システム改修が必要となってまいりました。システム改修作業につきましては県が主体となって行いますが、改修費用につきましては参加市町で案分することとしておりまして、当町負担分を予算化させていただくものでございます。

右側、公共交通対策事業、新型コロナウイルス感染症対策事業、補正額163万8,000円につきましては、コロナ禍における運行事業者の経営環境が回復しない中、公共交通を維持継続するための緊急的な支援金を予算化させていただくものでございます。

路線は、永平寺線で志比南地区のコミュニティバスとしても利用している路線でございます。

運行事業者である京福バス株式会社からの要望書の提出を受け、新型コロナ交付金を活用した生活交通維持への支援として対応するものでございます。

5ページをお願いいたします。

左側、職員子ども手当、補正額120万円につきましては、支給実績による不足分と今後の見込みにより、当初見込みを上回る支給が必要となることから予算化させていただくものでございます。

当初予算に計上した児童数より12名増の95名の支給実績による不足分と、今後、3名の新生児分を見込んでおります。

右側、ふるさと納税事業、補正額779万3,000円につきましては、そのうちの内訳ですが、委員報酬1万5,000円につきましては、令和4年度に向けて返礼品の新規開拓等の業務をより効率的かつ効果的に行い、寄附額の拡大を図る観点から、中間事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための審査会に係る審査員の報償費をお願いするものでございます。

12月3日に応募事業者3社によるプレゼンを行いまして、審査会により中間事業者が決定しております。

決定事業者につきましては、株式会社大津屋に決定しているところでございます。

また、現在、当初寄附額2,000万を上回る寄附実績となっておりまして、例年11月、12月期は寄附額が増加する時期でもあることから、寄附額3,000万を増額し、総額5,000万の寄附額を見込んでおります。このことにより、増額分の3,000万にかかる決済手数料や返礼品等中間事業者等への委託

料に係る経費の増額を予算化させていただくものでございます。

さらに内訳としまして、手数料につきましてはそれぞれの決済方法にかかる手数料率により算出した額の合計として53万5,000円、委託料につきましては中間事業者への委託業務である事業支援サービス、返礼品の代金、受領証明書発行代行を合計した508万5,000円。

3つのポータルサイトの運営に係る委託料として215万8,000円を計上しております。

6ページをお願いいたします。

左側、公有財産管理諸経費、補正額48万4,000円につきましては、現在、公共施設の天井点検調査において、役場本庁はじめ、合計23施設について有資格者による調査を実施しております。

調査につきましては、脚立等を使って簡易に点検口から調査が可能な施設を優先的に実施しておりますが、天井が高く、かつ点検口がない施設内の一部の部屋について、足場及び点検口設置に係る工事費を予算化させていただくものでございます。

右側、町長選挙費、補正額168万5,000円につきましては、令和4年2月執行予定の町長選挙において有権者の受付時間の短縮と投票事務の簡略化、効率化を図るため、当日投票システム投入に係る経費を予算化させていただくものでございます。

このシステムにつきましては、期日前投票システムと連動し、本年10月31日に執行されました衆議院議員選挙においても使用したシステムでございます。このシステムにつきまして、バーコードリーダーの読取精度をさらに向上しまして、スムーズな事務処理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、総務課関係の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それでは、お願いいたします。

6ページの、この前、天井が地震によって云々のところで、ここに書いてある4施設、天井が高くて云々というのは分かりました。今現在、いろんな形で進めていると思うんですが、今現在の進行状況、そしてもしも分かるのであれば、こ

の中で補修の必要がもしも分かっているのであればそれをお知らせいただきたい
と思います。

あと、それである程度の予算化はまた新年度か何かのほうの、もしも必要な場
合は新年度の予算に来ると思うんですが、今現在、先ほど説明ありました23施
設のうち、どれだけ終わって、例えばどういう状況やったんか、もしも今の分か
る範囲であつたらお知らせいただければというふうに思います。

そして、最終年度、今年度中に終わる予定なのか、それによってその結果を
来年度の予算に組むのか、そこら辺りのタイムスケジュールも分かつたらお知ら
せいただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 今の補正で要求させていただいております施設以外は終
わっております。ただ、現地調査が終わっている段階でして、さらに現地で写真
を撮影したり、現地調査の結果を帳票、リストにまとめるというような作業を今
行っているところでございますので、個々の状況についてはまだしっかりまとま
っているという状況ではないので、あくまでも今年度中、来年の3月末までには
調査表を仕上げる予定になっております。

その調査表を確認した後に、もし施設の改修が必要なものが出てくれば、また
庁内で検討しまして、優先順位をつけながら来年度の予算に上げていきたいなど
いうふうに考えておりますが、今のところ、どの施設を優先にするかというのは
その調査表を見てからということになりますので、現時点では来年3月末までの
調査表づくりに注力しているというところでございますので、御理解お願いしま
す。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） 同じ6ページ左側の公共施設の件なんですけれども、確認
というか要望にもなるんですけど、避難所という公共施設ということで、天井の
点検口とかではないんですけど、B&Gの体育館のバスケットゴールが1個
壊れているということで今故障中となっているんですね。あれ、つり下げ式にな
っていますので、修理をするのか撤去するのか、その辺りも今後検討していただ
きたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） あのバスケットゴールに関しましては、耐震とか、
それとは関係ないんですけども、故障となっているというふうなことで、一旦

改修したいというふうな予算化も上げましたけれども、今内部で相談をしまして、使用頻度とかも含めて改修をしないふれあいセンターのほうでバスケットはしてほしいというふうな形でご案内しているところでございます。

また、今後、引き続き検討はさせていただきますけれども、今のところ、片方のリングは使えるけれども、片方使えないという形で進めております。片方の安全性は大丈夫でございましたので、片方だけ使用禁止ということでございます。

○12番（酒井秀和君） 安全じゃない。安全でないで、落ちたりせんのか。

○生涯学習課長（清水和仁君） 落ちてくるとかということではございませんので、上げ下げする際に危ないということですので、そのまま落ちてくるわけではございません。

追加して説明しますが、B&Gの天井のバスケットリングはご存じだと思いますけれども、鎖で上げたり下げたりをするというふうなところでございます。

その上げたり下げたりをする際にリングが、もう上げ下げがこれ以上やると、そのうち上げたり下げたりができない状態になって、ずっと下がったままになってしまうと。そうすると、いろいろ支障を来すということなので、使わないというふうなことでございます。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私も6ページの左の、いわゆるつり天井の問題です。

実は東幼稚園のつり天井が落ちたっていうときに、町からの報告では、いわゆる設計どおり施行されてないという話の報告がありました。実は何気なし、ある施設の前で町の職員の名札を下げた私みたいなおじさんがうろうろしている、見たことない人が町の職員の名札を下げているなと思って、「どこの人ですか。何しているの」という話を聞いたら、「つり天井の調査をしているんです」という話をされていました。

そこで言ったのは、本町の施設については屋根型になっているところがあるから、つり天井のつり具が非常に高低が長くて、高くてなかなか見づらい、大変なんやというような話をしていたんですね。

それと、「役場ではそんな話もあったよっていうんで、今の設計どおり施工されてないのも」と言ったら、「そんなことも含めて今調査しているんです」という話をされてました。

大変なんだなと思ったんですが、ただ、状況を見てみると、前の手抜きも見られたと。設計どおり工事されてないっていうことで、実際、そういうのが多数出

てきた場合、それ、こう言ったらなんですけど、長年ちゃんとそれをこちらが見極めてなかったっていう問題もありますけど、見えないところの施工についてはこれまでもこういう業界、鉄筋組むときに鉄筋の中へ自分ら飲んでた缶コーヒーの缶そのまま捨てるとかというんで、中で工事で何か事故で破断したときなんかはそこから割れてペしゃんこになった飲料水の缶とかペットボトルが出てくるといったことがあったっていうのが報道されていましたが、そういうことも含めて、施工業者の良心も含めて問われる問題があると思うんですね。

だから、どこかでそれはそれなりにきちっと対処するということでもありますし、全業者に対してそういう施工上の問題について、これは行政として問題があるとしたら記者会見なんかして、きちっとやることっていうことをやっぱり建設業界なんかを含めてアピールすることも考えていかないと、長年、慣例で設計どおりやられてないということになると、これは本当に災害のときには大変な状況生まれることもあるんで、そこは心配しています。その辺どう考えているんでしょうね。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 今、実際に現地調査終わった段階で、その調査によって取りまとめている最中でございますので、そういったご心配もあろうかと思いますが、まだ今現時点で軽々に設計どおりできていない、できているということは申し上げることはできませんので、調査結果を見て、その調査結果をまた検証したいというふうに思っております。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、東幼稚園で調べたところ、金具の数が足りなかったということから、今回、2つの目的で、一つはやはり公共施設を利用する皆さんの安全をもう一度確保しなければいけない。それともう一つは、今調査しているんですけど、東幼稚園のような例がたくさん出てきた場合、今おっしゃられたとおり、業者さんへの指導、そしてまた役場の管理体制、こういったものをやはりしっかり見直さなければいけないということになるかなというふうに思います。

今まだ調査中ですので、安全第一を目標に調査させていただいておりますので、また結果が出てきましたところは、また議会のほうにもお示しさせていただいて、町のほうが改修をどういうふうに進めていくか、またチェック体制、これをどういうふうにしていくかということはまた皆さんにお示しをしていきたいなと思いますので、まず結果を見てからでよろしくお願いします。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） ぜひそういうこと、厳しい対応をしていったほうが、これからの建設業界に対する警鐘にもなるんで大事なことやと思っています。

これ、東幼稚園だけでなしに、町長も一緒に確認したことはあると思うんですが、吉野幼稚園の天井も落ちかかっていたのを、町長も実際、何か催しのときに一緒になって確認したことがあったと思うんですね。だから、ままたることなんだったということを含めて、何十施設かしかない中でも2例あった。

それに、僕はもう一つ言いますけど、心配なのは、ふれセンのアリーナの話です。あこは前、震度4の地震のときかな、荒島直下の地震のときに、天井のあれが1枚落ちたことあるんです。もう1枚外れかかったというのは、それは新聞報道で僕知ったことがあるんですが、つり天井は問題や問題やって僕言ってきましたよね。見えないところの施工の問題で、業者の問題もあるけれども、つり天井そのものがどうなんかということでは問題も多いということのを頭に置いて調べて対処しないと駄目なんでないか。

だから、ふれセンのあそこなんかは、ちょっと面積の問題もあるので、やっぱり体育館のつり天井は特別な施設でない限り撤去するっていうのは、学校のほうは撤去されましたけれども、撤去するっていうのは国の文科省の一つの方針でもありますから、それらも含めてどうしていくのかということをやっぱりきっちり考えなあかん。こういう調査の中ではそういうことも含めて考えてほしいなと思っています。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 5ページのふるさと納税の事業の増額の件ですけれども、ちょっと仕組みを教えてくださいなんですが。中間事業者という選定をしたということでありまして、この委託料の下のほうにふるさとチョイス、ふるなび、楽天、これサイトのところですよ。そういうサイトを充実しましたというのは以前聞いて納税額が増えましたっていうのは分かるんですけど、この中間事業者というのはどういう事業を扱っているのかということと、現在は何社あるんですかっていうこと。

それと、委託料の中の事業支援サービスとか、いわゆるサイト以外のところの委託を受け持っているんですかっていうことをちょっとお聞かせいただきたい。仕組みを含めてお聞かせいただきたいです。

それと、今のつり天井の工事の増額ですけれども、23か所の点検を発注して

いるんだろうと思うんです。入札されたんかどうかは分かりませんが。その中に加え、いわゆる23か所の発注の際に、この足場も含めてということは入ってなかったんですか。現場見ると分からなかったのかなと思うんですが。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、ふるさと納税ですけれども、中間事業者につきましては、予算説明書に記載してありますように、事業支援サービスというのは、新規の事業者を開拓するとか、そういった返礼品の新たな掘り起こしをするとか、そういった事業そのものの支援をしていただくような内容。返礼品の管理あるいは発送といったようなこと。

今、ワンストップサービスとかいろいろやっている中で、その受領証を発行する代行をしていただいている。そういったものを含めて中間事業者という形で業務を委託させていただいております。

何社ということではなくて、1社、レッドホースコーポレーションという形で今年度はレッドホースコーポレーションと契約しているということです。

ほかに3つのポータルサイトの運営はまた別の業者、トラストバンクというところがポータルサイトの運営をしているというような仕組みになっております。

あと、つり天井につきましては、これ当初予算のときですかご説明させていただいたと思うんですけれども、1級建築士の資格を持った会計年度任用職員を採用させていただきまして点検をするというような形で1年かけて点検をさせていただいて、その調査結果によってまた改修が必要であればということでございます。

ですから、業務委託として契約しているわけではなくて、人件費的なことで予算計上をさせていただいているということで、先ほど言いましたように、その有資格者が実際に現地で点検するものですから、やはり脚立等で簡易に調査できる施設を優先して、そういった天井の高いようなものについては当初ではなくて、今回、調査の結果、足場が必要ということで追加で調査のための工事をさせていただくということで予算計上させていただいております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、防災安全課関係、7ページから8ページを行います。

補足説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） それでは、防災安全関係の12月補正を説明させていただきます。

説明書の7ページをお願いいたします。

左側の一般管理事務諸経費の防火協会負担金10万円。

右側の交通安全対策事業、町交通指導員事業の交通指導委員の研修バス賃借料15万9,000円。

さらに8ページ左側、防災対策事業のふくい連携中枢都市圏事業での旅費9万3,000円につきましては、いずれもコロナ禍により事業が中止となり、不要となった経費を減額するものでございます。

続きまして、同じく8ページ右側の新型コロナウイルス感染症対策事業の561万円につきましては、避難所でプライバシーの保護や3密回避など感染症対策の促進を図るため、町内の繊維協会とタイアップしまして、町内のニット生地で縦2メートル、横2メートル、高さ1.8メートルのパーティションを試作した後、自主防災組織や防災士の会など防災関係者の意見を取れ入れながら、透けにくいニット、用途に合わせて2色にすること。また、さらに細かい仕切りを入れて有効利用を図るなど改良を重ねた間仕切りパーティション51セットを高齢者等避難所の8施設、福祉避難所の9施設、計17施設に配備する経費をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額、新型コロナ感染対応地方創生臨時交付金を充当させていただきます。

以上、防災安全課の補正予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

○議長（奥野正司君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 恐れ入ります。8ページ右側なんですけれども、ちょっと簡単な質問なんですけど、ごめんなさい、医療行為やトイレ等での視線を遮断するというのは、このトイレというのは災害時用の簡易トイレを使用するみたいな想定という考え方でいいんですか。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） はい、そういったことになります。

よくイベントなんかでのトイレだ一っつと並んでいるようなやつありますよね。ああいった前でも目隠し用のパーティションが並んでいるかなと思います。そういったことも考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） お聞きします。

今、私、こういう対策の場所のいろんな形が大変いいと思います。

よく報道なんかを見ると、パーティションもしっかりですが、例えばちょっと隔離やらする形の、例えば簡易のテントみたいなものであるとか、またあと寒い冬だったらその高床のベッド方式の段ボールのあれですとかいろんな形で、今、この際——この際と言うと大変語弊ありますけれども、コロナと、それからいろんな災害が重複する形が出てくるので、そういうものを一つしようということやって。私、全部を把握してないで大変申し訳ないんですが、このほかに今後課長として考えられるいろんなグッズ的なものが必要であれば、やっぱり今後、この際、配備していくのが妥当かと思うんですが。そういう面での先ほどちょっと一つ例出しましたが、そういうようなものもこの前の福祉のほうに対しての避難所も含めて検討してると思うんですが、まだほかにそういうものがあるんであればまたお示しいただいて、それを配備するんであればそういうようなのを、計画的なものあればどんなんだろうかというのをお知らせいただければと思います。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 今のパーティションにつきましては、先ほど酒井議員からも質問等がありましたが、今そういった目隠し用のとか、あと避難所の体調の悪い方の動線を確認するためにその仕切りをする、パーティションでも使います。もちろん、そういった避難者同士が生活するのにも使いますが。そういったパーティションは多岐にわたっていろいろな活用ができると思います。

テントも購入させていただきました。パーティション。全国的な災害時の避難所場所を見ますと、いろいろ災害のたびに変わってくるような形でございます。

避難する場合も、避難所に逃げるとか車中泊とか、またはホテル、旅館とか、そういった形とか、いろいろな避難方法も出てきておりますので、そういった状況を見ながら柔軟に今後も対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

○防災安全課長（吉田 仁君） 昨年度から新しい避難方法の検討会ということで、その中での御意見で今の発電機とか蓄電池、そういった形の備品も計画的に購入ということで、またそれは当初予算等で示させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） こういうことが全国的に叫ばれていますし、当町はそういうことで、いろんな防災というものを強力に推し進めていますので、ぜひともそういうものをまた整備を早くお願いしたいと思います。

それと、やはりこれを最終的に使うのは住民の方々ですので、やはりこういうところにはこういう設備があって、例えば心置きなくという言葉あれですが、ぜひ安心して来てくださいと、そういうもの。

それから、またなったときのいろんな避難経路も当然検討されていると思うんですが、そこら辺りもぜひまたよろしくご配慮いただければと思いますのでお願いいたします。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 同じく、避難所用のパーティションの件ですけれども、今ほど説明をいただいた中で、いわゆる地元のニット会社とタイアップしてパーティションを作ったということなんですが、地元企業をとというのは分からないわけでもないんですが、その地元企業とタイアップして作ったパーティションというのは何か狙いがあるんですか。特殊なところがあるんでしょうか。

51セット560万ですよ。1つ10万ですよ。それが市販の普通のパーティションとどれくらいの差があるのかな。その差に見合う何か大きな狙いがあるのかなということをお聞きしたいです。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） これにつきましては、先ほどもちょっと防災関係者に見ていただいたというところもあります。その中でも、見ていただいて、解放感があって、清潔感があってということで大変好評を得ている。そのときには今まで買ったテントとか、いろいろ並べて皆さんに見ていただいたんですけれども、そういったことで遜色ないような地元のニット生地を使ってということで製作というか検討を重ねてまいっているところです。

価格についても、そういった形で他社との比較をしても問題はないということで、今回、このように計上させていただいております。

特徴として、今話にありましたが、その中で、一応間仕切りを2メートル、2メートルということで、田の字にすると8名の避難ができるようになります。その中でも、またもう1個間仕切りを入れて着替えができるようにとか、そういった改良もしていただいているので、いろんな形の汎用ができるパーティションとなっているところです。

以上です。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、永平寺町繊維協会さんをお願いをしてやっていただいております。1企業ではございません。

それと、今回のコロナのアンケートの中で繊維業界が物すごくダメージを受けている中で、繊維協会さんの中でこういった商品をまた製品化をして発信をしていく。

ただ、おっしゃるとおり、何でもいいというわけにはいきませんので、ちゃんと市場のいろいろなを見せていただいて、そして地元の繊維、また改良が加えられておりました、例えば市販品ですとパイプが柔らかかったり倒れたりするんですが、頑丈なものにしていただいて、タンカというんですか、簡易のタンカにも使えるようにしたり、大きさ、高さ、また色、こういったことも地元の防災関係の皆さんとちょっといろいろ話をした中で作っていただいた。

また、今後、これをよそのそういったところにも市販化ができればということで、地元の繊維協会さんとタイアップといいますか、そういうふうにやらせていただいたということです。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 市販のパーティションとどれぐらい差があるのか、遜色ないってことはそんなに変わらないという意味での答弁やったということでしょうかというのが1点。

それと、これ、今、どこか物を実際に見るということがどこかでできるのかどうか。

それと、避難所でそういった災害時に使うということですので、なかなか目に見えない、利用するときにそんなにかないのかなと思うんですけれども、それ以外に使うようなことは考えているんでしょうか。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 今、遜色ないって言ったのは金額的なことで、用途的には地元の防災関係者の皆さんに見ていただいて、先ほど言ったとおり、タンカにもできるとか、あとはそういったさらに間仕切りを小さくして着替えるスペースを中につくることができるとか、そういったことで改良を重ねていただいているパーティションでございます。

また、今、このパーティションについては、先ほど試作というのがありました。が、学校教育課のほうで防災教育というのをやらさせていただいている中で、その中に持って行って児童生徒にこういったパーティションもありますよということで皆さんに、実際につくってもらったり、触ってどんな形になるかというのを見ていただいている、そういった状況であります。

また、今はまだ防災訓練とか大きなのはできないんですけれども、そういったところで持って行って、住民の方にお知らせしていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 今、滝波議員からあつた視察というか、確認ですけど。本日に学校教育課の皆さんと防災士の会の皆さんが協力して防災教育というのを進められている中で、本日も午後から松岡小学校で行われると思うんですね。そういった情報をぜひ議員の皆様が開示していただいて、一気に集まることはできないんですけれども、小学校区で確認していただけますよということを見ていただけると一目瞭然なのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 同じく、防災関係の備品の件ですけれども、今回もパーティション、それから先ほどの話で発電機等整備していくということですが、保管場所の整備というのは大事なんじゃないかなと思うんです。

それともう一つ、先ほど上田議員も言われましたように、保管の管理を誰がやっとなのかということもしっかり整理していただきたいなと思います。

実は、志比北で防災倉庫を今年設置していただいたんですけれども、そこに備えというんですか保管する条件もあると思うんですね。現場見ますと、その倉庫に保管できるもの、それからまた食料関係になりますとまた別ところで保管しているということで、何か受皿のほうでもう一回保管ということで整備していただきたいなと思いますが、状況どうなっているのかということを少しお答えいた

いただたらよろしいかなと思いますけど。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 管理のほうは防災安全課のほうで行います。あとはそういった情報を今の自主防災会とか区長さんらとしっかり共有していきたいと思っています。

保管場所については、今、公民館とか学校とか、そういった形になっています。

志比北については、今の防災倉庫を新しく設置したということで、そこに移せるものは移している。先ほどおっしゃっていた食品なんかは、すいません、また事務所のほうに置かしていただいているような状況でございます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回の志比北の一つ、倉庫、これ一ついい例になっているなと思いますのが、まずそこに保管があつて、地元の人がそこに何が入っているか。また、いざというときに地元の人があそこから避難所へ共助の中で持っていっていただける。これというのは本当物すごく大事なことで、もし災害があつて、今役場が全て管理しているわけですが、職員が一つ一つそこへ行って避難所に届ける。これ大事なことです、やっぱり時間との勝負の中で地元の人にそこを管理していただく、この体制というのは取っていかねばいけななと思っています。

以前、学校の校長室とかにも非常食を置いていたときもあつたんですが、それが今またちょっとなかなか学校によって場所がないのであつたり、ばらつきがあるという話もちょっとこの前防災講座の中で聞かせてもいただきましたので、もう一度、設置場所、そういう置き場所、そして地元の人にそこを管理していただくといひますか、いざというときには動いていただく、そういったことも含めて、全体的に見ていきたいなというふうに思っております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、総合政策課関係、9ページから10ページを行います。

補足説明。

総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） それでは、総合政策課関係の内容につきまして補足説明をいたします。

予算説明書9ページ右側をお願いします。

情報推進事務諸経費についてでございますが、今年度、国のほうが標準システムの導入を国は目指しているんですが、それに関しましてこの標準システム導入に関する経費をデジタル基盤改革支援補助金という形で支援しますという補助金を創設したものでございます。

令和3年度におきまして、広域圏のほうでこの標準システム導入に向けました業務委託を予定しておりましたので、今回、この業務委託費にこの補助金を充当するという事で財源組替を行うものでございます。

次に、10ページをお願いします。

10ページ左側、IT拠点施設運営事業、47万9,000円についてでございますが、これは暴風雨の影響により、多業種交流センターの屋根の笠木が一部破損しており、下屋の腐食につながっていくおそれもあるため、今回、修繕予算を計上するものでございます。

財源として半分の23万9,000円を保険金で充てるというふうにしております。

なお、この笠木の破損ですが、発生当時、敷地内に飛散物がありまして、目視で建物の周りを見て回ったんですが、何の部分かがちょっと分からなかったというのが現状でございます。

ドローンを後日飛ばして上空から確認したところ、多業種交流センターの屋根の一部、これ地上から11メートルのところであって目視で見えなかったんですが、それが強風で一部飛ばされていたというのが分かったものでございます。

その後、地上から11メートルのところということで、どういった工法を用いて安価に対応していくかということを検討しまして、今回、まちづくり会社のちょっと上のところがエントランスになっているんですが、その部分から足場を組んで修繕するというのが一番安価で施工が可能ということで、その方法で予算の計上をお願いするものでございます。

以上でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

1番、松川君。

○1番（松川正樹君） 四季の森の屋根のことですけれども、直接台風とは関係ない

んですけれども、この間、たたみ美術館に行ったときに、猿が庭に2匹ほどいて、帰りにはその猿が3匹屋根の上で遊んでいまして、これ、こういうことって頻繁に。私はあそこで猿を見たのは初めてですけれども、結構小さくないんやね、その猿もね。あれ、出くわしたらちょっと怖いだろうなという感じなんですけれども。そういう被害というのは今のところ出ていないのか、どのぐらい猿というのは出没しているのか、あるいは屋根がそれによって傷むとかということもあるのか等お聞きします。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 昨年度から今のE-R I S E四季の森のところに総合政策課としても職員を派遣しておりますので、その職員に聞いたところによりますと、昨年度から何回か猿は目撃しているというものでございます。

実際、E-R I S E四季の森の2階の傘松閣のほうに行く通路といいますか、そこに全面窓になっていると思うんですが、その外側なんですが、かなりひっかき傷といいますか、そういったものは今確認されているところでございます。

また、その対策どうする等につきましては、今後、町の内部で検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） ただいまの件に関連する話でございますけれども、今、四季の森の施設の近辺で、議員さん10匹っておっしゃいましたよね。――二、三匹ですか。二、三匹というのはいわゆる離れ猿と言われているものでございまして、見かけていただくと情報なんか農林課にも当然入ることになっておりまして、その際、その都度、農林課の職員のほうでも追い払い、有効な手だてとしては追い払いしかございませんので、そういったことで追い払いをしに現地のほうへ向かうような対応を取っております。

そういったところで、至るところで出ているのが現状で、対応としてはそういったことで今現在やっておるというところでございます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、税務課関係、10ページを行います。

補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（石田常久君） それでは、税務課関係についてご説明申し上げますので、10ページ右側をご覧ください。

賦課徴収事務諸経費におきまして、ゆうちょ銀行の窓口で納付いただきました税金等の払い込み内容につきまして、現在はDVDに書き込まれ、簡易書留で税務課のほうにデータが届いております。

これを利用しているMTサービスにつきまして、現行は無料でございますが、令和4年2月からはこのサービスの利用料が有料となりましたので、2月と3月分の利用料2か月分の予算化をお願いするものでございます。

あわせて、DVD方式よりも利用料が安価に抑えられます通信回線を利用したデータ取得方式に変更することとしております。

補正額につきましては2か月分の利用料4万2,000円でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほどの説明の中で、2か月4万2,000円、1か月2万1,000円ということで、今度の通信回線の形ということになると、例えば専用回線じゃないとは思いますが、専用回線なんかどうかということで、専用回線は当然専用回線料取られますし、一定の時間帯の通話、ダイヤルでないけど一応問い合わせを持ってくるということになると専用回線じゃなくてもいいわけですが、そんな方式がちょっとよう確認できませんが。

今後の運用のところの経費というのはずっと毎年かかってくると思うんですけども、それと比べればデータ通信回線のほうがいいということで、大体幾らほどのことを予定していらっしゃいますか。

○議長（奥野正司君） 税務課長。

○税務課長（石田常久君） すいません。通信方式につきましては、セキュリティ度の非常に高いLG回線、役場とか官公庁が使っております回線ですね。こちらを利用することになります。

また、通信の費用につきましては、先ほどのDVD方式を利用した場合、月額で2万7,500円必要でございます。それに対して、今回のデータ方式ですと、書いてございますとおり、2万951円。年間で言いますと7万9,000ほどの経費節減ということになります。正確に言いますと、7万8,588円の節減

になります。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、住民生活課関係、11ページから12ページ行います。

補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） それでは、住民生活課関係の補足説明をします。よろしくお願ひします。

説明資料11ページをお願いします。

左側、新型コロナウイルス感染対策事業でございますが、6月補正でお願いしました令和3年度新生児給付金でございますが、振込手数料の計上をしていませんでしたので、今回、新たに2万6,000円の予算をお願いするものでございます。

右側でございますが、生ゴミ処理容器事業でございます。9月補正で2件分の追加補正をお願いしましたが、その後も申請があり、今後も申請の見込みがあるという予想の下、今回、3件分の追加補正をお願いするものでございます。

12ページをお願いします。

左側、し尿処理負担金でございますが、まず、勝山・永平寺衛生組合組合費負担金の減で、これは組合予算で前年繰越金の予算化、人件費等の減により永平寺町の負担金が当初より43万1,000円減というふうになったものでございます。

また、勝山で進めています施設整備の負担金でございますが、まず令和3年度の計画策定の経営が確定したこと、あわせて勝山市と永平寺町の負担割合が、前回は説明しましたが定まったということにより、令和2年度及び令和3年度分合わせて135万5,000円の減額というふうになったものでございます。

以上、説明させていただきます。

よろしくお願ひします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、福祉保健課関係、12ページから16ページ

を行います。

補足説明を受けます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、福祉保健課関係、よろしくお願ひいたします。

12ページ右側、障害者自立支援事業387万6,000円の増額につきましては、令和2年度分の実績精算により返還金が生じたため、補正するものです。

利用の見込みからこうなりましたが、コロナの影響、それから豪雪による利用料の減が主な内容になります。

13ページ左側、障害児支援事業1,465万7,000円の増額です。内訳として、役務費、扶助費、償還金利子がございますが、令和3年度の利用につきましては増となっております。昨日の一般質問でもお答えしましたけれども、放課後等デイサービスの利用、それから計画相談の利用などが増となっております。

令和2年度の分の返還金、それから令和元年度分の返還金がございます。こちらについてはコロナの影響等もございまして、一時期利用が減った、見込みとしての差額から返還金が生じたというものでございます。

13ページ右側、在宅福祉事業、財源組替でございます。ふるさと納税の財源を頂くものでございます。

14ページ左側、妊婦乳児健康診査事業、3万2,000円の増額につきましては、こちらも返還金でございます。旧産後医療相談事業で決算報告させていただきますが、産後ケア事業ということで事業名は変わっております。見込みより減であったということで、返還金が生じたものでございます。

右側の未熟児養育医療費給付事業です。こちらも財源組替でございます。過年度分の負担金の交付がありましたので、充当するものでございます。

15ページ左側、予防接種事業でございますが、21万8,000円の増額につきましては、第5期の風疹の接種事業、抗体検査等から接種に至るものですが、こちらも返還金が生じたので増額するものでございます。

昨日も一般質問でお答えしましたけれども、接種としては48人の方が接種しておられます。接種が必要な方が接種した率としては70%ということでございます。引き続き勧奨していきたいと思っております。

右側、新型コロナウイルス感染症対策会計年度任用職員給でございますが、3回目接種を予定しております。保健師につきましては1月から3月分の費用、事

務職員として11月から3月までの職員給、こちらのほうを計上しております。

16ページ左側、新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。新型コロナウイルスワクチンの3回目接種のために委託料、役務費等計上しております。コールセンター分も含めております。

12月から3月の接種見込みでございます。約3,500人ほど見込んでおりますが、接種のスケジュールによっては変動する可能性がございます。順次、接種券をお送りして、接種体制進めていきたいと考えております。

以上、福祉保健課関係の説明とします。

よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ、暫時休憩します。

10時10分から再開いたします。

（午前9時57分 休憩）

（午前10時10分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、子育て支援課関係、17ページから25ページを行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） それでは、子育て支援課関係のご説明をいたします。

説明書の17ページ左側をお願いします。

子ども医療費助成事業1,700万円につきましては、ふるさと納税充当によります財源組替を行うものでございます。

右側をお願いします。子育て世帯臨時特別給付金事業19万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するために、児童手当を支給する世帯に児童1人当たり1万円を上乗せする事業でございます。令和2年度子育て世帯臨時特別給付金事業の事務費の確定に伴いまして超過分の返還金をお願いするものでございます。

説明書の18ページの左側をお願いします。

幼稚園・幼稚園リフレッシュ事業35万3,000円につきましては、幼稚園・幼稚園施設の突発的な修繕に対応するために修繕料30万と松岡東幼稚園のゼロ歳児保育室増築等の建築確認の完了検査に係る検査手数料5万3,000円をお願いするものでございます。

右側をお願いします。児童館会計年度任用職員給、給料13万9,000円につきましては、フルタイム職員5人分の採用年数による昇級分の増額をお願いするものでございます。

説明書の19ページの左側をお願いします。

放課後児童クラブ運営諸経費76万4,000円につきましては、役務費1万9,000円は志比南放課後児童クラブの志比南小学校への移転に伴いまして電話回線新設に係ります電話料をお願いするものでございます。

工事請負費74万5,000円につきましては、志比南放課後児童クラブ用の玄関の雨・雪よけの庇整備のために増額をお願いするものでございます。

右側をお願いします。幼稚園会計年度任用職員給、職員報酬185万円と職員手当等39万5,000円につきましては、パート職員1名分についての増額をお願いするものでございます。

説明書の20ページ、左側をお願いします。

保育園運営諸経費の消耗品16万円につきましては来年4月から始まります松岡東幼稚園でのゼロ歳児保育等に係る消耗品などの購入のために増額をお願いするものでございます。

説明書の20ページ右側から25ページの左側の保育園施設管理諸経費の電話料につきましては、各幼稚園・幼稚園のコロナ禍に伴う問合せ対応の増加や不審者対応機能及び転送機能を電話機に追加したことによります電話料増によりまして10園の合計21万4,000円の増額をお願いするものでございます。

説明書の21ページ右側と22ページ左側、23ページの右側をお願いします。

保育園施設管理諸経費につきましては、御陵幼稚園、なかよし幼稚園、志比北幼稚園のプール遊びや屋外活動の増加に伴いまして水道料の増によります水道料不足分3園の合計、21万6,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、子育て支援課関係のご説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、酒井君。

○11番（酒井和美君） 18ページの右側なんですけれども、児童館会計年度任用職員給なんですけれども、すいません、これちょっと教育民生常任委員会のときにちらっと児童館のお話が出たときに、あんまり通常、児童館の話って出ないので、この児童館の在り方っていうのはどういうことなんだろうというのが皆さん群盲象をなでるような状態といたしますか、それぞれちょっと考え方がばらばらだったもので、改めてこの事業の簡単な概要といたしますか、平日の朝から夕方まで開いているとか、18歳まで対象であるとかあると思うんですけれども、それは具体的にどういった方が過ごされているのか、どういった町民の方がどういった感じで利用されているのかという意義のところ、お話しいただけるとありがたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 児童館につきましては児童福祉施設の一つでございまして、ゼロ歳から18歳未満の子どもやその保護者が自由に利用できる施設となっております、利用は無料ということになっております。

また、開館から閉館までいつでも自由に訪れまして、安心して遊具とかゲーム遊び、本読みなどができたり楽しんだりする。主に遊びの場を提供するような形で児童館は設立されております。

また、職員につきましては専門職員ですか、児童に遊びを指導する者、児童厚生員2級資格者以上の方が2名以上配置するような形となっております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、農林課関係、26ページを行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） それでは、農林課関係、農林水産業費に係る補正について説明を申し上げます。

補正予算書の26ページ左側をご覧ください。

まず、中山間農業集落支援事業395万6,000円は、中山間地域で水田営農を維持されている農業者に対する機械整備に係る補助金を補正するものでございます。

もともと令和4年度事業として町内の農事組合法人が県へ要望していた事業につきまして、県から令和3年度予算での内諾があったため、今回の補正をお願いするものでございます。

財源としましては、県補助金が事業費791万3,950円の3分の1の263万7,000円、補助残の4分の1の131万9,000円を町が負担する予定でございます。

次に、右側をご覧ください。

農村施設管理諸経費1万8,000円の減額につきましては、この9月に志比南児童クラブが農家高齢者創作館から移転をしたため、当初予算に計上しておりました電話料のうち、6か月分を減額補正するものでございます。

電話機は、児童クラブが占有しておりました室内に設置されておまして、児童クラブの運営に使用されていたものでございます。

以上、農林課関係の説明でございます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、建設課関係、27ページから28ページを行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、建設課所管分の説明をさせていただきます。

資料の27ページ左側をお願いします。

社会資本整備総合交付金事業の工事請負費であります。交付金の追加配分がありましたので、舗装補修工事として1,750万を増額するものであります。

工事箇所につきましては、京善地区集落内の旧国道364の舗装打換えを予定しているところであります。

続きまして、右側をお願いします。

一般道路改良事業の委託料であります。松岡木ノ下3丁目における新園整備予定地の東側町道におきまして、道路拡幅工事の予定があることから新園敷地の分筆登記を行う必要があるため、土地測量分筆登記委託料として44万円の補正をお願いするものであります。

次に、28ページ左側、住宅管理事務諸経費の修繕料でありますけれども、事

業内容の欄に各団地の棟ごとに建設年度を掲げておりますが、越坂団地のA-3棟を除く7棟につきましては、地区20年から30年以上が過ぎていることから、給湯器をはじめ、換気扇や水回りなどの設備修繕に設備故障が例年にも増して多く発生していることにより、修繕料がかさみまして今後の設備修繕に支障を来すことから、今回、220万円の増額補正をお願いするものであります。

以上、建設課分の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 27ページの下の道路拡幅ですけど、これ、いわゆる民間園ができる、認定こども園の関係の道路拡幅だと思うんですが、南北の道路の拡幅ではないかって思うんですが。ほか、認定園を造るに当たって150人規模の園となるとかなりの車も通ったりするということで、全体的な道路計画をどうするかとか、旧市街地とのアクセスをどうするかとかいうことも含めて何か。

どう言ったらいいかな。旧市街地から来ると清流地区のメイン通りに真っすぐアクセスする道路はないんやの。ぐにゅぐにゅぐにゅと曲がってくっくっくっていう感じなんで。その辺どういう動線を考えたりして整備するのかというのを全体としてどこかで一回示していただくとありがたいかなと思うんですが。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 新園の開設に当たりまして、多分、送り迎えとかの送迎の車の交通量が増えるのはあらかじめこちらのほうでも把握していただき、全協でも地区の要望の回答でもお答えさせていただいたんですけど、新園できてからその交通状況を見ながら対応していくという形で、後日改めてまた回答のほうさせていただきますという形で回答をさせていただいております。

また、今回、この拡幅の件なんですけど、来年度の1月下旬に国への補助整備の申請を行う提出がございますので、その申請書には園の敷地面積を書く欄がございますので、その点でしっかりした確定した園の面積が必要でございますので、今回、分筆をしてはっきりとした確定面積を行いたいということで今回補正をお願いするような形です。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

○4番（金元直栄君） 全体の計画はどこかで示されるんやろうかというのを伺いたい。

これはそれでないかと思うだけの話で。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） ここはいわゆる五松橋へ行く中川松岡線ですか、のところから三差路で入ってくる高架橋があると。その下り口で一方通行で出てくる道路もあったりして、そこの初めての左回る道ですよね。そうすると、みんなどうやって入ってくるんか知らんですけど、車がずらっと並ぶとか、そういうことも含めて、単純に南北の道路だけですと長さはそんなに長くないんで、そこだけで車は止まり切らないと。それ以外は住宅区域内の道路ですから、そんなに広くないですよね。その南側の道路とか、南側に接続する道路なんかも含めて。メイン道路には歩道があって、車そこに止めるとここから下りてくる車なんかはよけていくのもちょっと大変な状況もあったりするということんで、そこはもしそれをするとしたらそれは全体計画をつくって整備することを示していかなと、見ていて、見ていてというやり方だけで済むのかなって思っているんですが。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実は私も子育て支援課長にそういった話をしました。

ちょっと補足になるんですけど、できてから見るとというのは、いろんな園も送り迎えある中で、実は保護者同士でこのルートを通ってとか、その朝の混雑するときはここで下りてというのが話合いの中で決まっていくようです。

子育て支援課ができてから様子を見てというのは、そういった流れを一度見てからということで、私もそこ大丈夫かという話をしている中で、取決めというのがしっかり行われている。現に、今、いろんな狭い道の園でもスムーズに朝の送り迎えがいつていることから見ていきたいなと。

また、今回、そういったのも想定して、木ノ下区からいろいろ要望もいただいている中で改善していきますが、またそういうふうに園が始まった中で、またその取決めの中で不便なところとか、そういったことはしっかりまた見ていきたいなというふうに思います。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） そんでいいんですけど。僕が思っているのは、清流地区の一番東側に園ができる。清流地区の人が西から東に来るわけ。東のその車を、子どもを降ろした後にいろいろ入り込んでくるところが僕の実感ではないんやの、ま

ともに。高架橋とその側道ぐらいしかないんやで、その先には。住宅地内にみんな入り込むから、車が。そこらはいろいろ父兄の皆さんがそういう申合せをするにしても、例えば歩道に少し待避所を設けるとかいうことも含めてきちんとそれなりに。

僕はやっぱり150名というとなん十台かの車、100台とは言わんにしても、その半数ぐらいの車が来る可能性あるわけですね。そうなってくると、朝の時間、あのメイン道路、あそこから通って下のほうへ行くというのか、西のほうへ行く車も重なるわけで、そこらは十分考えた整備をしていかないと、思いつきでやっていくと、結局、混乱する期間が長引くということになる可能性があるんで、やっぱり道路整備は本当に大事ですということだけは言いたいんですが。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 駐車場が多分、南北の北から入って南のほうへ、田んぼ1枚があると思うんですけど、そこが駐車場になりまして、基本、南北駐車場に入って、そこで子どもを降ろして、道路の近くに保育士さんが待っていてお迎えするような形を取っている。

○4番（金元直栄君） 車はどこに入れて。

○子育て支援課長（島田通正君） 車は取りあえず駐車場に入るような形で。

○4番（金元直栄君） いや、そこからどこへ出ていく。

○子育て支援課長（島田通正君） 基本はもとに戻るような形、取りあえず。ただ、そこは今後、保護者会でお話をして、取決めをして、一定のルールをつくっていきましょうという形で、今、地区ともそういう話をして回答をさせていただいています。

やはり地区の方もそういうことを危惧しておりますので、今後、しっかりと対応していこうという形で地区とは今後も話をしていくような形で今は進めております。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私もそこら辺り、ちょっと危惧して聞こうと思っていたんですが、同じような質問だったのであれしますが。

やはりそこら辺りは、今皆さん危惧しているように、この場じゃなくて、ある程度また別の機会設けてぜひお願いしたいと思います。

それと、ごめんなさい、もう一つ。次いで27ページの左側の、私地元なんで

あれなんです、日程的にいつごろになっているのか。今現在まだしてないと思うんですが、大体。これは補正予算今年度ですので、日程的にどうなのか、多分聞かれると思うので、そこら辺り的確にしたいと思うので、もしも分かっているのであればお知らせください。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） これは、早急に設計上作りまして、もうでき上がっていると思うんですけど、もう議決いただきまして、すぐにでも発注できるような今体制をつくっています。

完成のほうは3月、遅くとも25日を工期に持っていきまして、年度内に完成させたいという計画でおります。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 当然、年度内に完結は分かるんですが、この舗装の要望の原因というのは、あそこ、国道が格下げになったときに融雪をつけたんですよ。その融雪をつけるときに融雪のつけ方も悪くて、現実的に雪が解けない。それは川の水揚げしている件もあるんですが。

結局、したらそこに行くところしかできて、あとは何もできないと。そんなんで、要はアスファルトの状況がきちりできてない。要はきれいに流れないことが原因だということで、本来ならば雪の降る前に本当はしてほしかったんですよ。

ですが、今のご答弁ですと、結果的に雪が終わった、1年遅れになるわけですから、どうせなら、こんなこと繰り返す言で申し訳ないんですが、できたら雪の前にきちりとしていただくのが一番ベストですよ。

○建設課長（家根孝二君） 逆に言って前倒ししているんですけど。

○2番（上田 誠君） ああ、そうですか。ありがとうございます。

前倒しいただいたのは非常にあれなんです、そこら辺りはちょっとあれですが、住民から見れば、どうせやるんなら何でもうちょっと早うしてくれんかったんかってなりますので、そこら辺りが予定だったんですが、そんなんでまた住民に説明しますけれども、そういうふうに思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思っております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 町営住宅の設備等の修繕ということです。

今回、220万の補正が上がったということは、その事業内容のところであり

ます修繕実績、この金額、数値が令和3年度は295万7,000円ということで、さらに220万が後期で上乗せされると。そうしますと、実に令和3年は515万7,000円という修繕費になるという。説明にもありましたように、やはり20年、30年たって老朽化が生じているということです。

この修繕ということも大事ですけれども、更新するというその予防保全、改良保全というんですか、そっちのほうに取りかからなきゃいけないんじゃないかなと思います。

修繕費の確認と、今後の設備に対する保全という考え方、一度確認したいと思います。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） ご覧のとおり、今年度、本当に数多くの故障が出ています。特に諏訪間団地の給湯器などにつきましては、基本、この給湯器の寿命といえますか、耐用年数が一般的には10年から15年とされています。それがそれ以上たってきて、今、相次いで故障が起きているといったことで、今回。これももう故障が起きますと、当然生活にお湯が出ないということで支障を来しますので、早急に修理を行っているわけですが、これが相次いで頻繁に起きてきますととんでもないことになりますので、来年度の予算、当初予算のほうで計画的に故障する前に取り替えようと。取り替える予定をしております。

当然、耐用年数がたちますと、メーカーのほうも部品がない、部品がないと言って、その部分だけ直すということできないんですね。丸々1基を取り替えないといけません。金額がかなり大きくなるといったことから、来年度から計画的に、もう寿命たっているものを直していくという方向でおりますので、よろしく願います。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、上下水道課関係28ページを行います。

補足説明を求めます。

○議長（奥野正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、上下水道課関係の補正内容につきましてご説明申し上げます。

予算説明書28ページ右側をお願いいたします。

下水道事業会計繰出金、補正額97万9,000円につきましては、下水道事

業特別会計の12月補正の財源として一般会計から繰出金を計上するものでございます。

内容につきましては、後ほど特別会計の際にご説明させていただきます。

以上、上下水道課関係の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、学校教育課関係、29ページから32ページを行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 学校教育課所管分の補足説明をいたします。

説明書、29ページ左側をご覧ください。

松岡小学校の教育振興諸経費22万8,000円でございます。

以降、29ページ右側には吉野小学校で12万7,000円、御陵小学校が5万円、志比北小6万4,000円、上志比小3万円、松岡中18万8,000円、上志比中4万7,000円とございます。合計7校で73万4,000円でございます。

これらにつきましては、昨年度も12月にお願いしたところですが、コロナ感染症対策といたしまして、修学旅行や遠足等のバスの大型化、または増大といったような対応をしておりますので、これによって保護者負担が増額することになります。その増額分の支援をするといった費用を計上したものでございます。

なお、今回計上しましたものは、10月25時点で金額が確定しているもののみを上げておりますので、今回、まだ間に合わなかったものにつきましては、今後またこれからの補正予算に計上させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、生涯学習課関係、33ページから35ページを行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） それでは、生涯学習課関係の補正予算についてご説明をいたします。

説明書33ページ左側をお願いいたします。

成人式事業委託料6万6,000円につきましては、コロナ禍の中で成人式を実施するに当たり、昨年度同様、2部制にするなど入場者数の制限規制など感染予防対策を講じる中で成人式の参加を見送るなどの判断をされた方、または入場できない家族の皆さんのためにライブ配信を行うため、その業務委託料を計上させていただきました。

右側の図書館運営諸経費につきましては、ふるさと納税の中から300万円を充当するものでございます。

34ページ左側、文化財保護事務諸経費、補助金の38万円の減額につきましては、松平昌勝公顕彰会活動助成金の皆減でございます。コロナ禍により、8月末の御像祭における式典や各種催しなどを中止したことから、補助金の申請が見送られたものでございます。

右側の保健体育総務諸経費の補助金252万円の減額につきましても、コロナ禍により、例年、町スポーツ協会が中心となって開催しております松岡地区、永平寺地区、上志比地区、それぞれの体育祭を昨年度に引き続き中止したことから減額するものでございます。

35ページ左側、体育施設管理諸経費の544万4,000円の減額につきましては、こちらもコロナ禍により、小学校7校の学校プールの夏休み期間中の開放を中止したことから、役務費、その他保険料では傷害保険料5万9,000円、監視員の委託料538万5,000円をそれぞれ皆減するものでございます。

なお、学校、プールにつきましては1学期中の水泳の授業におきましては利用されてございます。

以上、生涯学習課説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) なければ次に、消防本部関係、35ページから36ページを行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長(坪田 満君) それでは、消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

補正予算説明書35ページ右側をお願いいたします。

常備消防事務諸経費61万円につきましては、令和4年度、消防職員採用予定者1名の被服貸与品及び防火衣を整備するため予算計上をお願いするものでございます。

内訳としましては、被服一式27万8,000円、防火衣一式33万2,000円、合計61万円でございます。

続きまして、36ページ左側をお願いいたします。

消防団員費108万円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、福井県消防操法大会が中止となったため、費用弁償、旅費を減額するものでございます。

続きまして、右側をお願いいたします。

消防車両等整備維持事業2万9,000円につきましては、総務省、消防庁より無償貸付が決定されました消防ポンプ自動車1台の登録に係る費用の計上をお願いするものでございます。

内訳としましては、自賠責保険料8,000円、自動車任意共済保険料8,000円、自動車重量税1万3,000円の合計2万9,000円でございます。

なお、この消防ポンプ自動車は、救助用資機材が積載されております。

なお、配備先につきましては、上志比西分団のほうに配備。

なお、予定としましては、来年度の3月を予定としてございます。

以上、消防本部関係の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長(奥野正司君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) ないようですから、これより総括質疑を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第77号について第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第77号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を終わります。

～日程第2 議案第78号 令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第2、議案第78号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

令和3年度12月補正予算説明書、住民生活課関係、37ページ、税務課関係、38ページを行います。

補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（石田常久君） それでは、説明書38ページをお願いいたします。

38ページ左側をお願いします。

一般被保険者保険税還付金でございます。

本町の国民健康保険に加入されておりました方が、過年度に遡及しまして国保資格の喪失手続をされたことに伴いまして、過年度の保険税が減額となり、過能となりました保険税を還付するための過年度保険税還付金の予算が不足となりましたので、償還金利子及び割引料で60万円の増額補正をお願いするものでございます。

現在、予算残額が94万円でございますが、今後の見込みとしまして確定しております金額が約121万円、それから今後生じるであろう還付の近年の状況を参酌した見込額33万円と合わせまして不足となります60万円をお願いするものでございます。

なお、財源となります歳入につきましては、住民課所管でございますが、繰越

金として60万円の増額を計上させていただいているものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） いまいち分らないのですが、遡及して資格喪失で、1人で60万円というと、年間最高限度額は九十何万、100万近くになっているので、それは1年間ぐらいいればそういう金額にはなるのかなと思うんですが、どうしてこういう大きいことになるのか。どういう場合なのかというのをちょっと分かるように説明していただくとありがたいんですけど。

○議長（奥野正司君） 税務課長。

○税務課長（石田常久君） 今回の原因といいますか、件数で言いますと、まず121万円分が5件ございます。ほとんどが令和2年度分の一部ということでございます。

御一方が喪失手続を何年間か取られていなかった方がいらっしやいまして、複数年分の還付が生じているということでございます。

通常、歳出還付するというのは、例えば1月に就職したからとか、3月に就職したからとかで1年間の年税額のうち、数か月分の手続がちょっと遅れたので翌年度の還付金として返させていただくというようなものが主でございます。

あと、今回のその大口が出た原因につきましては、資格担当の住民課のほうから説明をさせていただきますので申し上げます。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 今回の還付についてのことについてご説明します。

まず、マイナンバーの利用、保険証利用、10月20日から始まりましたが、そのマイナンバーカードの利用が始まった以降、国保連合会中央会、東京のほうですけど、中央会のほうで、いわゆる国保と社会保険と二重加入のチェックがされました。その際に、永平寺町のほうでは11人の方が社会保険と国保のほうで二重加入をしていたということがありまして、その関係上、国保の資格が遡及して喪失するということから、国保での還付になったということでございます。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 保険で決められると今年金あたりから天引きということがあるんでしょうけど、働いている自営業とかというと、何かの形で社会保険に入っ

たとしても、両方保険料が取られることになると思うんやの。こういうことになって、要するにやり過ぎたのを返すわけや。どこかの保険に入っていたからその分は返すということになるわけでしょう。そういうチェックというのは全くないの。

○4番（金元直栄君） マイナンバーなくたって、こういうことあったらあかん。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 現実、チェックはできません。あくまでも国保に入っている方が社会保険に加入した場合には国保の喪失手続きをしていただく。社会保険に入るように手続きをしていただく。逆ですね。逆に仕事をやめられた、社会保険を喪失した、国保に加入するという場合には、逆に国保に加入の手続きしてもらおうと。

後者の場合、社会保険を喪失した場合には、当然保険証もうありませんから国保のほうに加入するということは皆さんやっていただきますが、逆に国保に入っている方が就職をした、働いたということで社会保険に入ります。当然、社会保険に入ったということで喪失しますが、その喪失手続きを、要はなされてなかった。さっき税務課長がおっしゃいましたが、手続き期間が遅れたということはありません。そういう場合には二重カウントしてしまうということがあります。

実際、議員さんおっしゃるようなそういうことがありますが、これ現実的に私らのほうでもそういうようなのをこの人、社会保険入っているかどうかについて確認は現実的にできないんです。ただ、今回、マイナンバーの利用が始まったということで、その国保の中央会のほうが二重チェックをかけたということで判明したということで、しっかり整理されたということになりましたので、今後はこういうことはあり得ないというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） よろしいですか。

ほかないですか。

11番、酒井君。

○11番（酒井和美君） じゃ、すいません。今の質問に関連でごめんなさい。

じゃ、今後はマイナンバーカードになったらこういう二重で加入している状況というのは常にチェックされることになるのかなというところが質問です。

やはり国保、社保の切り替わりとかって本人がすごく気をつけてないと、本当いけないというところで、窓口の方にも気をつけてくださいねと私もよく注意さ

れた記憶があるんですけども、でもやっぱり知らないということすごく多かったり、あと終身雇用に慣れていらっしゃる方の場合ですとかもう全然ご存じなかったりということがすごく多いことだと思うんですけども、今後そういうマイナンバーによって状況が変わっていくのかなというのはいかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） まず改善策といいますか、税務課と協議しまして、今回、そういうチェックをさせていただきましたが、今後も定期的にやっぱりチェックしていかないといけないだろうということで税務課のほうで、これは情報共有して対応していきたいと思います。

あと、今月の広報にも出しましたが、社会保険に加入した場合の国保の喪失をお願いしますということを広報に掲載しました。

今後もやっぱりこういう啓発関係も定期的にしていきたいと思ひますし、そういうチェック関係も税務課と共同しながら、そういうことのないように今後対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

起案第78号について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですので、したがって本件は、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第78号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

～日程第3 議案第79号 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第3、議案第79号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

令和3年度12月補正予算説明書39ページから40ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、下水道事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

予算説明書40ページをお願いいたします。

中央浄化センターの水処理と汚泥処理と、及び消化棟内の各機械設備の冷却や洗浄、また場内の消雪に使用する水は、上水道や処理水ではなく、センター敷地内にごさいます井戸の水を雑用水として使用しております。

昨今、この機能が急激に低下してきており、機械設備の維持管理に必要な水量が不足する状況でございますので、現在は応急な対応として塩素滅菌処理後の処理水を再利用し、機器の冷却や洗浄に使用しております。

中央浄化センターの処理方法でございます。回転円板接触法の処理水は、ほかの処理場で採用されております。処理方法の活性汚泥法などの処理水と比べますと大腸菌の生存率が高く、より十分な塩素滅菌が必要となることから、機器の冷却、洗浄に使用するには好ましくなく、このまま継続的に処理水を使用しますと、配管の詰まりや腐食を促すことになり、各機械設備に支障を来すおそれがございます。

現時点で井戸の水位は地上から目視で確認できる状況でございますので、井戸枯れではございません。水をくみ上げる揚水ポンプ及び揚水管、または井戸から受水槽までの送水管に問題が生じていると思われまます。早急に機能を回復する必要がございますので、まずはポンプ等の揚水機器の動作確認及び井戸、各配管内部にカメラを入れて原因を特定し、修繕の範囲、方法を検討したいため、今回、委託料97万9,000円を計上するものでございます。

なお、歳入につきましては、全額一般会計からの繰入金でございます。

以上、補足説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第79号について、第2審議に付したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第79号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

～日程第4 議案第80号 永平寺町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第4、議案第80号、永平寺町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(平林竜一君) それでは、議案第80号、永平寺町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務課からご説明申し上げます。

議案書の38ページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましては、押印廃止に係る関係する条例を5条建てとし、一括条例により改正を行うものでございます。

まず、第1条の永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、押印を求める手続の見直し等のための総務省の関係政令の一部を改正する政令の施行に基づきまして、関係する当町の条例第4条中第4項目の「審査申出書には、審査申出人が押印しなければならない」という規定を削除し、押印を廃止するものでございます。

また、第8条第5項中の口頭審理に係る口述書の提出に係る手続において、押印の見直しにより署名押印規定を削除するものでございます。

次に、第2条、永平寺町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員において職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令の施行によりまして、宣誓書を任命権者に提出することのみに規定されたことから、当町の条例においても押印の見直しにより署名規定を削除し、それに伴い、

様式の押印を削除するものでございます。

次に、第3条、永平寺町火入れに関する条例の一部改正につきましては、火入れ条例第2条に係る様式第1号、火入れ許可申請書の申請者押印を廃止するものでございます。

第4条、永平寺町消防職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正につきましては、一般職に準じて消防職員についても宣誓書の押印規定を削除するとともに、様式の「平成」及び「印」を削除するものでございます。

第5条、旧永平寺口駅舎地域交流館条例の一部改正につきましては、地域交流館条例第7条に係ります様式、地域交流館使用許可申請書の「平成」及び「印」を削除するものでございます。

なお、施行は令和4年1月1日といたします。

以上、説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君）

私、いろんな公文書とかいろんな申請書類等の押印の廃止について、それはそれでいいんだろうなと思うんですが、心配なのはやっぱり本人確認がどうなのかというのは不安としてあると思うんですね。

例えば固定資産の評価委員会条例の一部で、第8条の「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に替えてあるんですね。その後では署名が残っているところもあるようですけど、なくなるんですね。

印をなくしてしまったところでは、例えば活字で打ってある名前だけでいいのか。署名がどうなるのかということは、大いに不安。そういう自主署名というのが日本では普及してなかったことからなかなかそうでなしに、字が汚いとかということで署名しないで最初から打ってあるとかということがありますが、その辺はどうするんでしょう。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 本町の固定資産評価審査委員会条例におきましては、本人確認といったことでは、運用上、窓口において本人確認をするというような取扱いで行っているところでありますし、例えば代理人であっても同条例の第4条

の第3項目に代理人の場合には書面でそれを証明するような形での規定もされているところでございます。

あくまでも、今回、手続上簡略化ということで、将来のデジタル化も見据えた中で押印手続を廃止するという中で、それに伴う本人確認ですとか、代理人の方の証明による確認といったことにつきましては、十分、運用の中で取り扱っていくべきだと思いますし、これからも同様に取り扱うこととなるというふうに考えております。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 窓口で本人確認と言うんですけど、それがあんまり私は本人確認する署名を持ってなかった場合どうするんかということもあるんですが。

例えば固定資産のこれで言うと、「署名押印しなければ」を「記載しなければ」というんですけど、何を記載するんですか。

それがほかでは署名を提出するということに改めるということですから、「印」消して。だから、署名をしなければならぬというような文面にせなあかんのではないかなと思うんですが、そうではないんですか。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 例えば固定資産の条例の第4条の2項には、「審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない」というところに、1号で、「審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所」ということで、そこに申請する方の住所氏名は記載しなければならないというのは当然条例として残っております。

その中で、その方が本人であるかどうかということは身分証明になるようなものを提示していただくといったような形で本人確認をするということになるのかなと思います。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） いや、記載しなければならないというのは、それは活字で打ってあっても記載されているんですけど。本人確認を窓口でするっていうのは、僕はちょっとなかなかそうはいかんでないか。だって、運転免許証持ってない人やったってもういますからね。車持ってない人がいるんですから。

だから、そんなことを考えると、やっぱり署名だけはせなあかんという制度にしておかないと、それはやっぱりおかしくないかと。

印鑑の偽造もしようと思えばできるんやっていう言い方してしまうともう終わ

りなんですけど、そういう制度の中でそれを肝腎要のことを外そうというわけですから、外す以上はそれに代わるものをどうするか。それは確認する問題でなしに、自署というのと確認では全然意味が違うんやね。

だから、昔は自分の花押というのをきちっと設けていた。それは時々によって変わるという話もありましたけど、そういうことで確認していた。それをきちっとしないと、特にマイナンバーになってくると、お隣の国では自分の財産が全部なくなっていたとかっていう事件も相次ぐというぐらいですから、そういう意味では自署というのは非常に大事やと思うんですね。

だから、簡略化で押印をせなあかんのをなくすというのは、僕はそれはいいと思うんです。そこはきちっと明記しておかなあかんでないですかって、そういう考えはどうなんでしょうね。私のほう間違っているんでしょうかね。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 記載しなければならないということですけども、そこに自署が駄目だということは特に書いてございません。当然、自署でも結構ですし、デジタル式に記名していただいても結構ですし、そういったことについては記載するということを規定しておりまして、自署を否定しているものではございません。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 僕も同じなんですけど、銀行なんかやと本人確認のときにコピーを取ってしてますわね。

私も金元さんと一緒に懸念するのは、「書類がありますよ」と言われて、「いや、そなん私提出した覚えはないですよ」という話になったときに、これは本人確認していますよ。本人確認の仕方どうされたんですか。なら、その当時、免許証を持ってきてその確認しましたっていう形なのか。その確認したよ、しないよというのはどういう手続で確認したかしないかっていうのはどこかで規定しないと、必要なんじゃないかなという気がするんですよ。

例えばやっぱり書類上のところで、今までも印鑑偽造して、それで提出書類になっていたと言え、それはさほどでないかもしれませんが、なら、本人確認は窓口でやりました。そのやった方が今もう実際ほんなら退職されてしまったとか、いろんな形が出てきた場合に、どうやったのって。その当時のほんならビデオで撮っているわけじゃないでしょうから、そこら辺りの確認事項が自筆でしてあれ

ば、その人がせんかというのは筆跡鑑定もあるかもしれませんが、それはできるかもしれませんが、それがない限り、非常にそこら辺りは不安定になるんじゃないですかという一抹の疑問がありますということですね。

要は、だからそこら辺りの本人確認がずっと最後まで残るのか残らんのが非常に私は懸念材料になるんじゃないかなと。私自身もそういうところでは、それは分からんではないんですが、ちょっと不安材料はあるというふうに思っています。

だから、これは今ここではたまたま固定評価審査委員会というあの条例だけですけど、ほかの書類なんかはどうなのかということも出てくるんじゃないかなと思うんですが。

そういうことです。一抹の不安というのはそういう形だと思います。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 確かにいろいろなご意見はあろうかと思いますがけれども、そもそも押印廃止によって申請をされてこられる住民の方の利便性あるいは事務の簡略化という意味の中で国を挙げて進めていることとございます。

その中で、本人確認といったことにつきましては、当然何らかの証拠になるようなものあるいは窓口でそれを確認したということは起こすべきだと思いますし、そういった対応をしていくべきだと思いますので。

特にその条例において自署しなければならない、本人確認のことを規定するというのではなくて、あくまでも条例ではそういった基本的な押印を廃止するということを規定するということで、必要であれば施行規則なり、そういったもので決めるべきだとは思いますが、今回の条例につきましてはあくまでも手続上の押印を廃止するという条例の改正ということでご理解いただきたいと思っております。

当然、本人確認はこれからもきちっとやっていくものだというふうに思っています。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ほんなら、本人確認は窓口ではどのようにやっていたらいいのか。例えば免許証を見て、はい、オーケーですよとやっているのか。

例えば銀行なんかやと必ずそれはコピーを撮って本人確認の免許証のコピー取って、その本人の確認しましたよ。それは誰がしたのかといたら、受付の人がその免許証で確認して間違いありませんよとって確認。

だから、ある面では今課長も答弁したように、事務手続にいろんなところの窓口業務の中では本人確認はこういう手順でやって、最終的にこういう書類が残っ

て本人確認したというのが双方共に、特に本人もそうですが、役場のほうもそれによって立証されるわけですから、そういうふうな債務規定と言うとおかしいけど、そういう規定はやっぱり僕はつくった上でこれがあってもいいんじゃないかと思う。そういう規定は今現在はあるんですか、それともどういうふうなかたちで確認事項をやっていらっしゃるんですか。ないんなら、そういうことは必要じゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 税務関係、住民関係はまたちょっと担当課長のほうから答弁いただくこととしていまして、総務課においていろいろな書類いただく中で、本人確認というのは本人の名刺をいただくとか、そういった免許証を見せていただくとか、免許証なければまた違った形での本人確認をする身分証明書、会社が発行している身分証明書を提示していただくとか、そういった形で確認はしているところです。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 住民生活課窓口、住民票発行とか戸籍発行とか、いろいろ手続に来ますが、その際の本人確認につきまして、まず申請書は当然あります。その申請書に申請者の記載、あと証明してほしい方の記載とかあります。

まず前提としまして、住民票とか戸籍というのは取れる範囲が決まっています。住民票ですと自分の世帯の範囲、戸籍ですと自分の直系の範囲って決まっています。それ前提に立った上で、その申請者がその証明する人に対してどうかということを確認します。なおかつ、申請者の本人確認は必ずします。免許証。免許証がない方については保険証とか診察券とかを2点以上必ずします。写真つきのもので1点、写真ないもので2点します。

ただ、窓口に来られて持ってないという方もおられます、正直言って。それはどうするかというと、その方が本人と間違いないということを第三者が証明できる。いわゆる役場の職員の中でこの人間違いないかということを確認してもらう。それをちゃんと申請書のところに免許証確認とか保険証確認とか第三者確認とかという記載がありますから、それを確認します。どうしても確認できない場合には、申し訳ないけれども証明できるものを持ってきてほしいということをお願いして、またお願いするということになります。

議員さんが何かさっきから証明書をコピーするとかってありましたが、コピー取りません。あくまでも個人情報的なもののコピーを取ることについては、

やはり逆に問題があると。

銀行の例ありましたが、通帳を作るときにはコピーとかはしませんが、通帳の払出しとかには提示するだけで大丈夫やと思います。

うちの場合には、あくまでも免許証と確認してチェック欄をして確認をするというだけであって、それをコピー取るとかということはほぼございません。多分、税務課も同じような対応で管理していると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） たしか銀行は通帳作る以外も引出しのときはそういうような形でやっぱり「コピー取ってもいいですか」という確認をして取っているんですね。取っていると思いますけどね。

私は、そういうものがきちっと残る形式はきちっと取っておかないと、ということでしたので、老婆心ながらそう言っています。

また、そこら辺りは改善あるんであればしてください。よろしくお願いします。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ちょっと私が思いますに、この「記載」というところは、将来的にひょっとしたらデジタル申請になったときに署名をすることができませんので、デジタルで申請する何らかの確認の中でこちらからまた役場に来なくてもできるという、そういった中でこういった記載というふうになっているのかな。直接役場に来ないとできないことについてはやっぱり署名というふうに分けてあるのかなというふうにとちょっと今感じております。

やはり将来のデジタル化とか、デジタル申請、こういったのを見据えた押印の廃止という意味合いもあるのかなと思っておりますので。ただそれも今はまだやっぱり現場での対応になりますので、ここは今議員心配されているようなことがないようにしっかりと本人確認、今もやっておりますが、そういったのをしっかりとやっていくことも大事だなと思っております。

○議長（奥野正司君） 税務課長。

○税務課長（石田常久君） すいません。今町長がまとめられた後で申し訳ございません。

税務課も先ほど住民課も申し上げたように、通常の証明につきましては家族とかそういうふうに限定されておりますが、我々の場合は相続関係での行政書士さんとか、それから賃貸借を関係している利害関係人、こういう方に証明を発行する必要がある場合がございます。そういう場合は必ずその契約書等を見せてい

ただいて、利害関係があることとか、そういうことも確認しております。

ということで、必ず、コピーまでは取りませんが、そういう利害関係があることを必ずしております。

それから、今ほどの固定資産評価審査委員会の記載の関係でございますが、第4条のほうで申出書については署名しなければならないということです。

今、記載しなければと言われておりますのは、第8条ですかね、こちらのほうは8条の見出しで「口頭審理」と書かれていようかと思いますが、これは本人さんが事情説明とか聞き取りとかするところに出す書類なんですね。ですから、そこにはそういう必要事項、こういうことがあったからとか、そういう申出内容が書かれていればよいということなので記載をしなければならないということになっております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

本件につきまして、第2審議に付す案件がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第80、永平寺町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての第1審議を終わります。

次の議案に入る前に暫時休憩します。

（午前11時19分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第5 議案第81号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第5、議案第81号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、議案第81号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の40ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法と言われるものですが、その番号法の改正により、同法を引用しています当町の個人情報保護条例の規定についても改正が必要となるものでございます。

一部改正の内容でございますが、番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムの設置管理主体が「総務大臣」から「内閣総理大臣」に変更されたことに伴いまして、当該条例の第21条の2第2号中の情報提供等記録の訂正をした場合の通知先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改正するものでございます。

また、番号法第19条第4号が追加されまして、番号法第19条4号から第16号までの規定が1号ずつ繰り下がることに伴いまして、同法を引用しています第19条第7号を第19条第8号に、第19条第8号を第19条第9号に改正するものでございます。

なお、施行は公布の日からといたします。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより第1審議を行います。

質疑許可いたします。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 「総務大臣」が「内閣総理大臣」に変わるという、それは条文中の問題でいいんですが、番号法の指針第19条の4号の内容を見ますと、「必要な限度で当該従事者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき」、要するに単純には業者間で個人番号がいろいろ利用されるときには、それを一定の条件つきであってもやり取りできるということやね。個人の番号を利用できるという内容やと思うんですね。それはちょっとまずくないかって僕は思うんですが。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 基本的には、この条例についてはこの法律の第19条第

4号については、当町の条例では引用しておりませんが、番号法の今議員おっしゃる19条第4号のことにつきましては、あくまでも本人の同意があるときということが条件になっておりますので、本人の同意があれば、転職あるいは再就職等で新たに使用者となる方に個人情報を含む番号を提供してもいいというような番号法の改正でございます。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 就職なんかするときその前の利益を確認するために個人情報、前のやつ全部引き出せるという状況になってくると、それは困らんですかね。

ちょっと個人の、要するに番号を持ってる側の立場としてみると、それが独り歩きするといのはいかがかと私は思っていますので、それだけは言っておきます。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 繰り返しになりますけれども、あくまでも本人の同意があるときはということが条件ですので、本人が同意しなければそれは本人から新たな使用者に伝えるということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

本件について、第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第81号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

～日程第6 議案第82号 永平寺町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第6、議案第82号、永平寺町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、議案第82号、永平寺町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、福井県警察本部のご指導をいただきながら、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律——いわゆる暴対法と呼ばれるものですけれども——の一部が改正されていることから、同法を引用している当町の永平寺町暴力団排除条例の規定についても必要とする改正を行うものでございます。

一部改正の内容でございますが、暴対法第32条の2の追加に伴いまして、同法を引用している当町の条例第4条第1項中の「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改正するものでございます。

なお、施行は公布の日からといたします。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

本件について、第2審議に付す案件はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第82号、永平寺町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

～日程第7 議案第84号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第7、議案第84号、永平寺町国民健康保険税条

例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（石田常久君） それでは、議案第84号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の44ページをご覧ください。

改正の理由につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布されたことに伴い所要の改正を行う必要が生じたので、改正をさせていただくものでございます。

改正の内容につきましては、条例の第21条に第2項の規定を新設するものでございまして、国民健康保険に加入されている世帯の所得の多少を問わず、賦課期日の4月1日現在で6歳未満の子ども——俗に言う未就学児でございます——及びその年度中に出生されたお子様に係る被保険者均等割につきまして、現行の軽減なし、2割軽減、5割軽減、7割軽減後のそれぞれの税率からそれぞれ半減することを新たに規定するものでございます。

その他条項番号のずれと所要の整備でございます。

半減を行う規定につきましては、令和4年4月1日からの施行でございまして、適用は令和4年度からでございます。

なお、この半額軽減に伴う減収補填につきましては、国、県合わせて減収分の4分の3が補填されることになっております。

以上、説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより第1審議を行います。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君）

質問で、今説明の内容にもあったんですが、目指している全世代型社会保障制度の構築というんですけど、それどういうものなんですかね。その説明があんまり、ないとよく分からない。

それと、私は以前、いわゆる国民健康保険税の個人割については、子どもの場合、子育て支援とか、そういうことも含めてなくしてはどうかといったことをお聞きしたことあると思うんですが、そのこと考えると、この2分の1ということ

ではなしに、社会保険なんかでは一人一人こんなに大きい負担を求めることはありませんので、あっさりやっぱり支援も含めるとなくしてもいいんじゃないかなと思うんですけどね。2分の1ということにせずに。その辺いかがですか。

○議長（奥野正司君） 税務課長。

○税務課長（石田常久君） まず、全世代対応ということにつきましては、いろんな保険等とか社会保険料とかいろんな問題が絡んでいるわけでございますけれども、まず通常現役世代、サラリーマン等につきましては、現役であることから、比較的自分の払う医療費といいますか、病院に行く割合程度が少ないと。

それに対して、社会保険料の支払額が多いと。負担が大きい。

逆に、例えば高齢者の方なんかはしょっちゅう病院に行かれて治療費が多くかかっている。しかし、保険料としての負担は少ない。また、個人負担も1割とか2割に抑えられている。そういうようなことを少しでも軽減するというようなことから、この未就学児は収入もないので軽減していきましようという要旨でございます。

あと、子どもの均等割についてなくしてはということは確かに以前にもお聞きしたことがございます。ここについては、基本的に国の指導に基づいて我々もさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 引き下げるということについては悪いことじゃないと思うんですが、やっぱりやるんならきちっと徹底してやったほうがいいなと僕は思っています。

それに、全世代型社会保障制度、現役世代に負担重いからということですけど、そのために消費税を10%にしたんでなかったですかね。僕はそう思っているんですけど。だから、それをどう活用するかっていうことは大事なことだと思うんですね。

今では消費税って個人の支払い見ますと、所得税よりははるかに多いという状況までなっているので、それは重い負担がある。こういうところでやっぱり子育て世代へ、結局は産んだ人にその分もいろんな負担を求めるっていうことが暗たんとして続いているというんですかね。それはやっぱりちょっと、今こういう機会に十分見直して本町でも考えられるんじゃないかなって思いますけどね。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 全世代型ということにつきましては、国のほうでし

っかり議論されていることでもあります。後期高齢、現役世代、社会保険、国民健康保険、あらゆる保険を全世代型という形で見直しかけて、それぞれ後期は後期、国保は国保、社会保険は社会保険で所要の制度構築をしながら法律改正を行っているということでございます。

ですから、あくまでも国保のこういう制度改正ありましたが、これは国保だけじゃなくって、全世代、全保険を構築した上での制度構築の中の一つという理解をしてほしいということでございます。

当然、後期高齢のほうも負担増えてきますし、その負担をどう今後やっていくかということで、それは若い世代も絡んでくることということで、昨年度、全世代型の制度構築がされて、所要の政令改正がされた。それに基づく、今回、条例改正という形でご理解いただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第84号について、第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これで議案第84号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

～日程第8 議案第85号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第8、議案第85号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） それでは、よろしく申し上げます。

議案書47ページをお願いします。

第5条第1項において、出産一時金の支給額を「40万4,000円」から「4

0万8,000円」に改めるものでございます。

出産一時金は、これまで条例規定で40万4,000円、政令に基づく規則規定で1万6,000円を加算し、計42万円を支給してまいりました。

この加算の根拠である政令が一部改正され、令和4年1月から1万6,000円から1万2,000円と減額となりますが、国の社会保障会議で出産一時金の支給額は42万円を維持すべきということになったため、規則で4,000円を減額することに対し、条例規定でその分を4,000円増額し、支給全体の42万円を維持するものでございます。

附則におきまして、この一部改正条例の施行日を令和4年1月1日とすること。令和3年12月31日までの出生で令和4年1月1日以降に手続をされた場合は、改正前の規定により手続を行うことと定めております。

以上、補足説明させていただきます。

よろしくお願いをします。

○議長（奥野正司君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第85号につきまして、第2審議に付す案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第85号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

～日程第9 議案第86号 指定管理者の指定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第9、議案第86号、指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） それでは、議案第86号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案書48ページをお願いいたします。

対象の施設につきましては、永平寺町禅の里笑来でございます。指定する団体は、まちづくり株式会社ZENコネクト。現在も禅の里笑来の指定管理者を努めている企業でございます。

指定期間につきましては、令和4年度から令和8年度の5か年間でございます。

選考委員によります応募者の面接及び審査会を実施し、候補者とすることに全委員の同意がございましたので、今回、地方自治法の規定により審議をお願いするものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ちょっとお聞きしたいと思います。

私、今までの資料の中にひょっとしたら私が勉強不足かもしれませんが、選考理由のところ、配付された資料のところですが。選考理由で選考委員会からは稼働率のさらなるアップ、それから騒音との対策に努めるということが出ています。

ということは、やはりそういうものが課題になっているんじゃないかと思うので、ではさらなる向上というのはどういうふうな、当初、当然申請に当たってはそういう改善策も出ているんじゃないかと思うので、そういう面はどうだったのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

それと、一応この前、支援されて指定管理を今現在やっていたわけですが、例えばその利用状況等も含めて、例えばあのときの笑来のところはいろんな使い方、例えば旅行者のアップであるとか、それから地元のいろんなアプリじゃないけど、タイアップできて、例えばその体験型のそういうふうな試行の下に稼働率上げるんだとか、ある意味では大学生の合宿であるとか、大学のいろんなそういうものをするのであるとかということから、稼働率は大体あのときに何%やったかな。結構大きい、七、八〇%ぐらいでなかったですか。そんなになったかな。ごめんなさい。そういうような形の稼働率を設定していたと思うんですね。

それに対してどうだったのかというのが、議会に示されたのかなと思うんです

が、いつ幾日示していますよといったら大変申し訳ないんですが、私のところではあんまり聞いてないような気がします。

そういうものを含めて、なおかつ今現在の中で、あのときにたしかその後、四季の森の今言う会合を利用してワーケーションのために利用するであるとか、そういうふうな利用の仕方が上がっていたわけですが、そういうものについて、その評価のところはどうだったのかというのがもしも分かったらお伝えいただきたいと思いますし、例えばそれを資料としてまたご提示できる機会があったらぜひご提示いただきたいと思うんですが。そこら辺りの経緯というのはいかがだったか、ちょっとお知らせいただけませんか。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 現在は笑来の指定管理をまちづくり株式会社ZENコネクトにお願いしているところでございます。

現在のこれまでの5か年間につきましても、町のほうでは施設の稼働率20%ということで話をさせてもらっているものであり、実際ちょっと正確な数値を今私覚えていないんですが、今ご紹介のありました、例えばスキーの客を取り込むこととか、いろんな、実際、宿泊料金の割引プランを導入する学生向けにといったような取組をしていただいております、たしかコロナ前の時点で30%には行ってなかったかなって記憶しているんですが、25%超えて30%、その辺の稼働率になっていたところでございます。

当然、そういった過去に、実際そういう取組をしていただいているので、稼働率のところは、今回の指定に当たっても話は出てきたところなんです、やはりその後、コロナの影響ということで、実際に現時点では20%を下回る状態になっているところでございます。

今後の5年間の想定稼働率としては、町のほうではやはり20%ということで今回公募に当たって計画をということでお願いしたところでございます。

選考委員会の中でも、やはり当然今回の応募者が20%で計画を出してきたところでございまして、ただ、過去の状況を見てもっと稼働が見込めるんではないかということと、やはりさらなる期待を込めてということでもう少し稼働率を上げる取組を指定管理者のほうにやっていただきたいというご意見を受けたところでございます。

当然、この後、この指定管理者との間で五年間の基本協定も締結するということとなりますし、当然、各年度においても各年度の年度協定を結んでいくという

ことになりますので、その基本協定、年度協定の話の中でまた改善されて、もっと稼働率が見込めるといような状況になるかもしれませんし、今お話のありましたワーケーションを受けての取組ということも視野に入ってきますので、そういったことはそういう各協定の議論調整の中で話を進めていきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） いろんな形で取組大変だろうと思っております、実際のところ。今現在は割と自動走行だとか、今まで早稲田の大学生の方に来ていただくとか、そういう面で非常に稼働率があったかと思うんですが、今後、いろんな形でやっぱり稼働率というのを考えていかないと。例えば今現在はZENコネクトさん、この笑来だけじゃなくていろんな事業形態の中からやっつけらっしゃるといことがあるわけですが、今後、どういう形で推移していくか分かりませんがぜひともこの笑来の中である程度自主運営と言うとおかしいけど、指定管理料も含めて。

例えば、仮にその自主管理がなかなか大変になってきたので指定管理料を上げてくださいという形になるかもしれんし、ある面では指定管理料の中でできないから指定管理を誰が今度は受ける話になったりとか、いろんな形で対応を今後は考えていかなあかん場合があるかと思っておりますので、ぜひそこら辺りは大変でしょうが対応いただきたいと思っております。

なかなか私も通って見かけるに当たって、見る時間が悪いんかもしれませんが、店を開くということもありますが、宿泊等も出るかどうかというのもないような気がしますし、一時期は、地元のコミュニケーション、地元の方が利用することである程度の会合であるとか、今回、コロナ禍でそれができないので大変それがあれかもしれませんが、その当時は地元の方のコミュニケーション、それから大学生の人のコミュニケーション含めて一つの場として会合等に利用する人もありましたので、そこらも含めて、ぜひそこら辺りのフォローを行政としてすべきじゃないかなというふうに思います。

行政の施設ですので、それもぜひ強調していただいて、今後の運営に当たっていただきたいというふうに思います。

要望です。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） ありがとうございます。今回の応募に当たりまして、今ご意見ありました、要は地域の利用といいますか、そういったところにつ

いて、計画書の中では事業者の自主事業という位置づけですが、町民向けのお茶会でありますとか、料理教室、あときのこの栽培講習会、雪山ハイキングなどの企画を今後指定管理者としては今考えているという計画をいただいたところでございます。

なかなかメインは宿泊施設というところで、やはり利用が週末といいますか休みの前とか土曜日は、今確認しますと順調に予約が入っているというのは確認できておりますが、平日の夜とか、あと日中の活用があまりされていないということを選考委員会の中でも話は出ました。指定管理者としましてもその辺のことは十分承知していてしっかり考えていきたいということでしたので、また行政のほうもその点について、また指定管理者と協議をしながら、行政ができるフォローはしてということで進めていきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 何点かあります。

まず、今回、公募による指定管理者を指定するということですが、当初は公募をしていませんでした。ですよね、この施設は。それは何らかの理由でということだったのですけれども、今回、公募した理由はどういうことなのかということ、募集期間ですけど、多分、私が調べた結果は約1か月程度かなとは思いますが、多分、募集期間ですけど、多分、私が調べた結果は約1か月程度かなとは思いますが、そこには基本的には2か月取るようにということをやったわけですね。それは募集するに当たり、募集者が十分な時間を取って公募、申請をするという期間を設けるということだろうと思っておりますけれども、今回、その基準に満たなかったという理由。

それから、3番目ですけども、先ほど上田議員も言われましたが、収支の件です。多分、収支、600万前後だったと思うんですけど、うち、指定管理料が350万ぐらいですから半分以上は指定管理料、そして収入が二百数十万ということで、半分以上が指定管理料というこの管理であります。その中で利用状況が、いわゆる稼働率というふうにも言われていたんですが、そこがどうなんかっていうことになるわけでありまして。

この4年間のデータは私もちょっと持っていないんですけども、平成29年に475人の利用で24.5%の稼働率、30年は503人利用で19.7%の稼働率、先ほど言いました直近は稼働率が上がっているというような話もございまして、ただ、今、コロナ禍の中でこの数字どおりにいくのかというのは非常に

疑問なんですよ。

それで、町は20%の稼働率をということを求めているわけですけども、果たしてこの施設、基本的にコロナを除いた考え方ですけども、こういうような施設で稼働率20%で目標達成やというような施設目的上それでいいのかどうかというのは、やはりここは考えなあかんのではないかなと思っております。その中で、コロナ禍でどうするかということを考える必要があるのではないかなと思っております。

監査委員さんの行政監査の中での笑来についてこのように述べております。

「利用料金収入272万5,000円に対し、給与等に415万8,000円及び清掃、パート、役務費48万2,000円を計上していること。このことを検証すべきであると考えerということであります。

そういった意味では、指定管理者が云々という前にこの施設をどう町はしていくかということをおある意味考える。本来ならここは好機ではなかったのかなと思うわけですけども、いかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） まず、公募としたところでございますが、前回、5年前になると思いますが、そのときにはちょうどまちづくり会社のたしか立ち上げといいますか、それ等に合わせるという形でしたので、前提としてまちづくり会社さんをお願いするというので、前回は公募等はなかったというふうに聞いておりますが、今回、5年たつということで、新たに次の5年間を指定するに当たっては町としましては、要は慣れてきてしまっているということもありましたので、しっかり公募ということで競っていただくということで公募にさせていただきました。

募集期間につきまして短かったことにつきましては、こちらの対応が遅れたということになるのでおわびしなければならないと思っております。

また、収支の件でお話が出ておりましたので、代表監査委員さんの意見のことも出ておりましたが、私が監査のときに聞いた話としましては、要は笑来等もそうですが、指定管理、今人件費のお話出てきましたが、要は人件費が丸々1人分見られていると。お話としては当然稼働率を仮に20%にするんなら、当然、人件費の20%相当分はその利用料金で賄われるべきであって、指定管理料の対象とすべきではないのではないかなというふうなご意見はいただきました。

今回の、今まちづくり会社等、もし議決ということになれば年度協定、基本協

定の話をしていくことになりまして、この応募に当たっても話をさせていただいたんですが、町の考えとしましては代表監査委員さんからありましたとおり、当然、設定する稼働率の分については使用料、利用料で回収される。残り、要は利用がない80%分について指定管理料の対象とするということで考えていきますということは、現在の指定管理者にも伝えてあるところでございます。

そういった中、20%が妥当なのかどうかというところがございます。先ほども申しましたが、コロナ前は順調に伸びてきていたんですが、実際コロナによって当然休業した時期もございましたので、稼働率はそれよりも落ちている、たしか20%を切った状態に今なっていたのではないかなと思います。

今後どうなるかというところもちょっと見極めないといけません、指定管理者に対しましては今後の年度協定等の中で町のほうも稼働率が例えば30%が見込めるのであれば、当然、指定管理料も残りの70%分を対象とした指定管理料の計算に入らせていただきますよというようなことは話はしているところでございます。

その辺も含めまして、しっかりと各協定を結ぶ中でまた協議をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 先般、議会に資料いただいております。その中で審査の評価がありますので、ここ、副町長も審査のメンバーに入っているのをお聞きしたいんですが。審査の点数になっているんですけども、基準点数というのは多分あったんだろうと思いますけれども、それはいわゆる入札で言う最低制限価格ではないですけども、これ以上なっていることがあったのかどうかということ。この審査票を見ても、一つが極端に悪いところが宣伝広告というところに満点のうちの全体の44%だったんですよ。

今、この稼働率とか使用率とか増加せなあかんところで、この宣伝広告の44%という評価があまりにも低過ぎて、それが本当に、本来、指定管理者に相応するようなことになるのかなというのは一つ疑問に感じたんですけども、審査をされた立場としてお聞きをしたいと思っております。

それと、今ほど課長が答弁されました指定管理料については、協定書に決めるわけではないと思います。いわゆる収支のことも見ながら決めていくということですから、年度ごとには変わっていくと。この業者側の申請書の資料の中では指定管理料三百五十数万ですよ。稼働率20%で三百五十数万だったと思うんで

すけれども、違ったらごめんなさい。

今ほど課長の答弁ですと稼働していない80%の分を指定管理料で見ますよということになりますと、稼働率が下がってきた場合には、例えば稼働率10%の場合は90%の指定管理料として見ますよということになりはしないかということが非常に懸念されるわけです。

そもそも本来、指定管理というのは本町がやるべきものを、専門の民間がやることによってその効果を上げる、また町が直営にやるよりも費用的にも効果が上がるということで指定管理をしているんだろーと思います、その収支の件と指定管理料、どのように今後考えていくのか。多分、コロナ禍で非常に厳しくなってくるのではないかな、この5年間は、前の5年間よりもという思いの中で答弁していただきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 副町長。

○副町長（山口 真君） まず私のほうからは、最初の質問で、最低ラインというのを決めてあったのかということです。特に最低ライン、何点以上というような決めはございませんでした。5名の審査員それぞれが点数をつけて、その合計点というので集計したということでございます。

それから、宣伝広告の部分の評価が低かったということですが、これについては応募業者のほうでこういったPRをしていきますというようなことでプレゼンがあったわけですが、それに対してそれぞれの審査員がもっとやってほしいという思いとか、あるいはSNS等々を使いながらと言っていますけれども、具体的にそれが見えなかったとか、その具体性がなかった部分もあったと思います。そういうことで点数が低かったんだろーなと思っています。

ただ、どなたが何点つけたかとか、細かいところまで把握していませんので、結果的にそうだったということになろうかと思っています。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 収支に関するところでございますが、要は町としましても、当然、例えば稼働率が10%になったから90%分を補填するというような形で指定管理料を考えているというものではございません。

当然、コロナの影響もありまけど、稼働率が想定よりも低かったときはそこを回収するように自主事業に努めてくださいというところはあるところではございます。

ただ、仮に稼働率が例えば40%、50%というのが要は指定管理者さんの取

組によってそういったことを見込めるというふうに判断される場合に、例えば翌年度以降も稼働率を町が20%にして指定管理料の年度協定を結ぶとか、そういったことは考えられないと町のほうでも思っておりますので、当然、30%、40%というふうに見込めるということであれば、町は翌年度の要は指定管理料の話し合いをするに当たって、稼働率の設定を30%なり、40%にした上で指定管理料を幾ら出すべきなのかというのを考えますという話をさせていただこうという方針でございます。

今、先ほど350万ほどって話がありましたが、私は一応20%想定で聞いているのが今年度も20%で325万2,000やったと思うんですけど、今回出された計画は想定が20%なので指定管理料については同額の325万2,000ということで計画書が出されているというふうに聞いております。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今ほど副町長の答弁をいただきましたが、これは副町長に質問じゃなくて募集をされる側ですけれども、要は応募が1社、そして審査する点数制のラインを決めずにやりました。そして、そこが指定管理のところですよというのでは、本来、ある程度の基準まで満たしているかどうかというのを全く分からないというところですよ。

これ、指定管理料の問題も一緒ですけれども、要は利用者、稼働率の想定も、いわゆる基準がない。今までの経験値で出しているのかも分かりませんが、基準がない。指定管理料も基準がない。多分、監査委員さんが示された指定管理、先ほど言いました人件費のうちの何%を指定管理で持つとおっしゃいましたよね。要はそれらの基準がなければ、何かいわゆる業者となあなあでやっているという言い方はちょっと失礼ですけれども、指定管理料をそのときそのときの収支のバランスによって決めるということになってしまうのではないかとということで、そういうような基準を設けなさいということなんだろうと思います。

監査委員さんの報告見ますと、利用率あるいは稼働率、そういうようなのが募集要項、仕様の中にも基準がないから、今回のこれだけでなく、全ての指定管理の中での基準が分からなくて正しく判断できないというような話なんですけど、ここはやはりこれも何回も言っていますけれども、指定管理の専門的な部署というところをつくって、やはりその辺も研究するべきではないのかなと思いますし、協定書一つとっても文言がそれぞれ若干ずつ、担当課によって違ってくるっていうのもあるみたいです。それらの統一も含めて、やはりそこは専門的なところを

していただきたいなとは思っております。

ただ、今の募集の審査のやり方と、それと指定管理料の基準の明確性、透明性、その辺はやっぱりきちっとやってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 今回の笑来の選考に関しましては、こちらも契約管財室のほうにも確認しまして、まずは点数ということで点数は各審査員の方につけていただくというふうにはお願いはしました。

ただ、その上で総合的に審査会の中で選考委員の皆さんからいろんな意見を伺って、お考えを聞いて、各委員さんとして今回の応募者を候補者とするかどうかについて、各委員さんに同意を取って、候補者とするということで問題ないでしょうという報告をいただいたものでございます。

当然、町もほかの施設にも指定管理しているところがございますし、各課によって考えが違うのではないかと今御指摘だと思いますので、またそれにつきましては町の中で、関係各課による話し合いをさせていただいて、一定の見解を示させていただこうと思います。

○議長（奥野正司君） ほか。

河合町長。

○町長（河合永充君） この件だけでなしにいろいろなところで契約についてとか法律について、また管理についてご指摘をいただいて、やはりしっかりと統一したといいますか、専門的にできる、そういったことが大事だなと思います。

この前のえい坊館につきましてもいろいろな中で指定管理いろいろ民間の力ということでお願いをして、手を挙げていただいて、いろいろなこの前のえい坊館の事例とかいろいろありますが、しっかりこの時点で手を挙げてこられる事業者さん、意欲がある事業者さんですので、そういった方々がしっかりとできる環境、またその意向も、契約ごとになりますので、町とその業者さんがこの契約期間、しっかりとその契約の中で話を詰めていける、そういった環境にすることが大事だなと思いますので、常々議会からも言われていますし、私も今までいろんなところで答弁させていただきますが、そういった専門の法律的な部署といいますか、そういったところはやっぱりしっかり整備していかなければいけないなというふうに思っております。

先ほどの予算の中にもありました検査を踏まえ、これもそういったのも各課がいろいろ設計とかをするのではなしに、しっかりとそこをコントロールというか

管理できる、そういったところも必要かなと思っておりますので、またそういった点、しっかりしていきたいと思えます。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

本件について、第2審議に付す案件がありますか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今ほどの第1審議の質問の中にもありました、やはり指定管理料の基準を示していただかなあかんのでないかな。

あわせて、利用者数の推計なんかも何か基準があればとは思いますが、それなんかもあるのならばお願いをしたいと思う。

○議長（奥野正司君） 滝波議員にお伺います。

今のは質問ですか、理事者に対する。第2審議の提案ですね。

お諮りします。

本件について、第2審議の提案があります。この提案の賛成者はありますか。

（賛成者挙手）

○議長（奥野正司君） 第2審議の賛成者があります。

議案第86号につきまして、今の指定管理者の制度につきまして第2審議に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの事項について第2審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第86号、指定管理者の指定についての第1審議を終わります。

～日程第10 議案第87号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第10、議案第87号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第87号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回、追加にて提出いたします1億5,000万円の補正予算につきましては、

子育て世帯への新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として18歳以下の対象児童等1人当たり5万円の給付金を支給するため、必要となる給付金及びシステム構築委託料などの費用について増額補正をお願いするものでございます。

財源となります歳入では、国庫支出金、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金により措置をしております。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

子育て支援長。

○子育て支援課長（島田通正君） それでは、追加補正予算のご説明をいたします。

追加補正の説明書をお願いします。

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえまして、子育て世帯の生活を応援するために、18歳以下1人10万円相当の支援を行うものとしまして、まず先行給付として現金5万円支給に係る事業費1億5,000万の予算計上をお願いするものでございます。

内訳ですが、扶助費が1億4,500万、システム改修委託料及び郵便料などの事務費が500万となります。

支給対象者ですが、2,900人、1,700世帯を見込んでおります。

第1回目の支給としまして12月27日に令和3年9月分の児童手当支給対象者に支給を行います。

財源につきましては、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金1億5,000万、国庫補助10分の10となります。

以上、ご説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） この臨時特別給付金については、国会でも論議されていて、昨日の答弁を聞いてますと、現金給付かクーポンかという話で、各自治体に判断

を任せるということを首相も明言しているというところですが、本町の場合、この間の全員協議会での説明の中でもありましたけれども、私は現金給付がいいと思うんですけども、どういう方法で取り組むかというのは今は明言しないんですか。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まだ情報が昨日の今日ですので、もうちょっと一回精査させていただきたいなと思いますので、またその点につきましては議会に逐一報告をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） ほかにありますか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私もあの全員協議会でそれぞれのご家庭の事情いろいろあるので、それからいろんな報道の中でもいろんな方々のご発言を聞いても、やはり現金給付が一番いいですねということですので、ぜひその方向でお願いしたいと思います。

それは最終的に自治体が決めることですが、あの中で、私もこれ、同僚議員の中村議員の発案があってよかったなと思ったのは、その当時発言なかったんですが、これと同じで、クーポンの地元還元をするのであれば、例えばその中の一部、例えば仮に1万円なら1万円、商工会がやっているみたい形で1万円のクーポンを出して、それを町独自でやると。

たしかこの前の報道の中にもある町なんかはそういうような考えで、現金給付プラスアルファのところを町独自で対応している。それは当然、コロナの関係の給付金の応援の中を出しているわけですが、そういうような形で、町内の経済喚起を起こすのであればそれにやるという手も一つかなと。それは同僚議員の発案もありましたし、報道の中にもそういう自治体がありましたので、ぜひあったら次の給付、2回目の給付についてはそういうお考えをぜひ考慮いただければと思うんですけども、何かご所見あればあれですけども。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この給付につきましてはいろいろな考え方があってと思います。報道とか見ていますと、やっぱり1回目は12月27日、年内。2回目は年度内。しかもクーポンを出すことによって事務がワクチンの3回目とかいろいろ年度内ある中で、そこはやっぱり現金のほうがいいのではないかな。

また、違う一方では小さいまちとか、そういったところで地元にお金を落とす

ためにクーポンという位置づけで、町内縛りでやったらどうかとか、いろいろな議論が今ある中で、町としてはどういった方向がいいか。いろいろな議会の皆さんの意見も尊重したいと思いますし、いろいろな方々の意見もあると思いますので、そこは検討させていただきたいなと思います。

今のクーポンとかにつきましては、今、商工観光課がスタンプラリーもしばらくしますし、飲食店向けのクーポンも町独自のやっていますので、そういったのが今ありますので、新たにクーポンとか商品券にしますと、5万円分のクーポンとか、その位置づけとか、事務的なもの、そういったことも一度検証させていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 議案第87号につきまして、第2審議に付したい案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第87号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 0時32分 休憩）

（午後 0時32分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

議案第87号につきまして、第3審議、採決を行います。

議案第87号について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 議案第87号について、討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） では、議案第87号につきまして、原案のとおり承認するこ

とに賛成いただけますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、議案第87号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算については可決承認をいただきました。ありがとうございました。

本件は原案のとおり可決されました。

(「議長、暫時休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 暫時休憩します。

(午後 0時33分 休憩)

(午後 0時34分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。

議案第87号につきまして、再度確認いたします。

今、承認と言いましたが、議案第87号につきましては、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、議案第87号は可決されました。

○議長(奥野正司君) 暫時休憩します。

(午後 0時35分 休憩)

(午後 0時45分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 5番、滝波君。

○5番(滝波登喜男君) 私のほうから一言発言させていただきます。

議案第86号、指定管理者の指定についての第1審議のときに第2審議の要請をいたしました。十分な回答を求めるために、追って議会で時間をつくってくれるということでもありますので、この発言を取消しさせていただきたいと思いません。

よろしくをお願いします。

○議長(奥野正司君) ただいま滝波議員のほうから、先ほどの議案第86号に関する

る第2審議の要請を取り下げたいという発言がございました。

議案第86号につきまして、行政の後日説明をいただくということで、86号について指定管理者の指定について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

これで、議案86号、指定管理者の指定についての第1審議を終わります。
暫時休憩します。

(午後 0時45分 休憩)

(午後 0時45分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日12月10日から12月14日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、明日12月10日から12月14日までを休会とします。

なお、明日12月10日は午前9時より総務産業建設常任委員会を、午後1時より教育民生常任委員会を開催します。

12月15日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく
お願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 1時46分 散会)